

## 初期段階の日本語指導と課題：読み書き能力の向上を目指して

### Japanese Language Instruction in the Early Stage: Aiming to Improve Reading and Writing Skills

大塚 香奈（Kana OTSUKA）<sup>1</sup>

#### 要旨

第2言語である日本語で学習する児童の読み書き能力に課題があることは知られている（楠ほか 2019; 菅原・齋藤 2016）が、日本語指導の方法に関する研究は少ない。本研究では、外国人児童の日本語学習上の課題を、教育する側から改善できないか検討する。本稿では、子どもの読み能力に関係している音韻意識が、初期段階の読み書き指導の過程で、どのように育成されているのか明らかにする。公立小学校における初期指導の担当教員に半構造化インタビューを行い、児童の日本語習得状況についても評価してもらった。その結果、日本語指導プログラムの「日本語基礎」と「読む」「書く」指導が中心に行われており、そのなかで、文字習得が進まない児童の存在が明らかになった。本稿では、初期段階の日本語指導で「聞く」指導が手薄になっていることを指摘し、外国人児童のレディネスとして、日本語の音声を分析的に聞く耳を育てる工夫が必要であることを述べた。

**キーワード：**外国人児童、初期段階の日本語指導、半構造化インタビュー、SCAT、音韻意識

#### Abstract

In this study, we focus on reading and writing instruction for children who are learning Japanese as a second language in elementary school. Semi-structured interviews

---

<sup>1</sup>筑波大学人文社会ビジネス科学学術院 博士後期課程。メール：s16030048@u.tsukuba.ac.jp.

were conducted with teachers about the Japanese teaching methods, and teachers were also asked to evaluate the children's Japanese language acquisition progress. The results revealed that it is difficult to teach children who have trouble reading and writing in initial Japanese language instruction. We also found that listening instruction has been lacking. The development of literacy is said to be strongly related to phonological awareness. It was suggested that the readiness for learning to read and write is insufficient, especially for children in lower grades.

**Keywords:** Foreign children, Early stage Japanese instruction, Semi-structured interview, SCAT, Phonological awareness

## 1. はじめに

年少者の日本語習得において、口頭能力は高く意思疎通に問題はないが、読み書きが苦手な外国人児童は、個別の取り出し指導を受ける場合がある。2012年に開かれた外国人集住都市会議の報告書では、高校に進学した者の半数近くが、日本語の読み書きをはじめ、学習用語・表現における問題を抱えていることを報告した（外国人集住都市会議 2013）。このような背景もあり、平成26年度より、小学校と中学校の日本語指導が「特別な教科」として単位が認定されるようになった。

日本語学習の時間数も増え、日本語習得も促されると思われるが、平成30年の政府による調査によれば、日本語指導が必要な高校生の中途退学率は、全国平均の7倍になることが明らかになった（文部科学省 2019）。外国人児童の読み書きの弱さが指摘されているが（楠ほか 2019; 島田 2013）、これらの課題が解決しないまま進学するために、高校での学習にも支障が生じると考える。

本研究では、現在の教育現場で、どのように日本語指導が行われているのか調査した。初期指導中及び初期指導後の児童の日本語習得状況も含め、公立小学校の初期指導担当教員にインタビューを行った。

## 2. 先行研究

### 2.1 初期指導と日本語指導

初期指導は、学校入学前の外国人の子供が、学校生活へ円滑に適応するための指導のことである（文部科学省 2008参照）。本研究では、初期指導のなかの日本語指導に焦点を当てている。日本語指導には、以下のようなプログラムが設けられている。

日本語指導プログラムには、①「サバイバル日本語」②「日本語基礎」③「技能別日本語」④「日本語と教科の統合学習」⑤「教科の補習」の5つがある（文部科学省 2011: 27）。池上（2022）は、「①と②が初期指導としての日本語支援であり、そこから③、④また⑤、⑥（「母語・交流・キャリア」プログラム）へと有機的に学びをつないでいく」と述べている。

②の「日本語基礎」には、基本的に（A）発音の指導、（B）文字・表記の指導、（C）語彙の指導、（D）文型の指導の4つがある。③「技能別日本語」には「聞く」「話す」「読む」「書く」の技能に分かれる。④「日本語と教科の統合学習」は、日本語学習と教科内容を同時に学ぶJSLカリキュラム<sup>2</sup>を基に行われる。実際の日本語指導は、これらの指導プログラムを組み合わせで行われる（図1）。

愛知県における初期指導では、120時間（60時間）を第1期から第3期にかけて、〈表現〉、〈文字・語彙〉を中心に学んでいく。第1期の目標を見ると、1日目から平仮名の読みの練習が始まり、1週間後には、あ行を覚える指導を行っている（愛知県教育委員会義務教育課 2017）。

### 2.2 外国人児童生徒における読み書き能力

楠ほか（2019）は、「視線追尾検査データ分析から、外国にルーツを持つ児童の読み困難度は、停留時間、パフォーマンススコアという指標においては、読みに困難のある児童に対して同等もしくはそれを下回るレベルである」（楠ほか 2019: 69）ことを明らかに

<sup>2</sup>JSL（Japanese as a second language）カリキュラムは、日本語の力が不十分なため、日常の学習活動に支障が生じている子どもたちに対して、学習活動に参加するための力を育成を図るためのカリキュラムである（文部科学省 2003参照）。

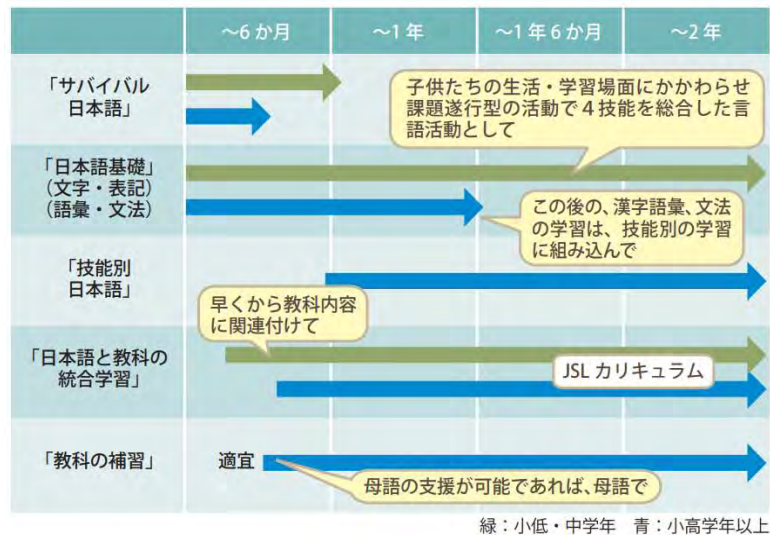


図1：プログラムの組み合わせ例

(文部科学省 2001: 34より)

した。パフォーマンススコアは、読みに困難のある児童の平均程度であり、読み速度及び読みの正確性は読みに困難のある児童に近い」（楠ほか 2019: 66）としている。

ほとんど文字をかたまりで捉えることができていない児童のなかから、フィリピン出身の2年生を例にあげ、「読みに困難のある児童と同様に、一つ一つの停留時間が長くなっている」（楠ほか 2019: 66）と報告しており、さらに、「文字を順序通り読むことができない」（楠ほか 2019: 66）としている。

書くことに関しては、菅原・齋藤（2016）が日本生育外国人児童と日本人児童の5学年分の作文を分析した。この調査では、外国人児童の表記の部分について、「表記の誤りは全体として学年とともに減少しているが、日本人児童が中学年で一定の表記の力を獲得するのに対し、外国人児童は6年までかけて暫時的に獲得していく」（菅原・齋藤 2016: 19）としている。また、「2～5年で音韻と文字の対応関係の不正確さによる「文字表記の誤り」が見られるが、6年では日本人児童と同水準になる」（菅原・齋藤 2016: 19）ことを明らかにした。一方、かな遣いや文字種の使い分けなどの「表記法上の誤り」は、高学年になっても残ることが課題だと述べている。「ひらがなは、2年時に日本人児童との間に大きな差が見られ、就学段階でプレリテラシーの獲得状況に差があることがうかがわれる」（菅原・齋藤 2016: 19）と指摘している。



### 2.3 文字の導入と音韻意識

上述したような子どもの読みや表記の発達には、音韻意識という音を分析的に操作する能力が影響している。音韻意識とは、音を操作する能力で、単位音への分割と各音韻の抽出と順序性の同定の過程が、音韻分析の最も中核的な部分である。そして、子どもが表音文字での基礎的な読み書き能力を習得する際に重要な意義をもつ（天野 1988）。外国人児童に対する音韻意識については、文部科学省（2014a）の理論編に一部記載がある。文部科学省（2014a）の理論編では、言語とリテラシーの規則的な側面として、音韻意識やフォニックスが挙げられており、これらの技能は直接指導や読み活動の実体験を通して獲得されるとしている。また、音韻意識と文字を読み取る力は、母語話者とほぼ同じように進んでいく（文部科学省 2014a）。

「日本語基礎」プログラムの文字・表記の指導は、『外国人児童生徒受け入れの手引き』によれば、基本的には、平仮名、カタカナ、漢字の順番に指導を行い、発音と平仮名の指導を並行して行う（文部科学省 2011）としている。そして、発音の指導は、文字や語彙の指導、文の音読と一緒にすることが推奨されている（文部科学省 2011）。

日本人児童は、原（2001）によれば、就学前に全体発達の中で特別な指導をしなくても、音韻意識が自生的に形成され、それを基盤として文字の習得が始まる（原 2001）というが、外国人児童に関しては、上述したような直接指導や読み活動を通して形成されると考えられる。

### 3. 研究の目的

楠ほか（2019）や菅原・齋藤（2016）の調査対象者は、日本語指導を受けている児童とは限らないが、複言語環境で育つ児童の場合、必ずしも日本語を母語とする児童と同じように、日本語の読み書きが発達するわけではないことが示唆される。基本的な読み書き能力の習得に重要な意義を持つ音韻意識の形成と直接指導による読み書き能力の発達の関係について明らかにする必要がある。

日本語が第2言語であり、家庭での使用言語も非日本語の場合、読み書き能力の向上は、直接指導の影響が大きいことは言うまでもない。

本研究の目的は、読み書き能力の基礎を育成する初期の段階で、音韻意識がどのように生まれ、「日本語基礎」としての文字・表記の導入がどのように行われているのか明らかにすることである。また、初期の日本語指導を受けている児童の読み書きの習得状況はどうか、実態を知ることである。そのなかで児童のレディネスと指導方法の不一致が考えられる場合、より児童の日本語能力に即した指導方法を提案する。

#### 4. 調査方法

2021年7月～8月にかけて、栃木県内の公立小学校で初期指導を担当している教員3名に、1時間程度の半構造化インタビューを行った。本稿では、日本語指導と児童の学習状況を包括的に聞き出せた教員Aのインタビューデータを、SCATに基づき分析した。教員Aは、教員年数20年以上であり、日本語教育担当年数は5年以上だ。初期指導中の児童は3名で、7名に教科指導を行っている。7名の児童は、教員Aが日本語初期指導を担当した後、週に数時間の取り出し指導を受けている者である。

研究に関する内容と研究倫理の説明を行い、了解を得てから録音を開始した。インタビューは質問紙をもとに行われ、質問は大きく「日本語指導に関する質問」と、「担当児童の日本語習得状況に関する質問」に分けられる。質問内容は、事前に教育委員会と教員に送付し確認をしてもらっている。

「日本語指導に関する質問」に関するデータは、SCAT (Steps for Coding and Theorization) の手法を用いて分析した。「SCATでは、マトリクスの中にセグメント化したデータを記述し、そのそれぞれに<1>データの中の注目すべき語句 <2>それを言いかえるためのテキスト外の語句 <3>それを説明するようなテキスト外の概念 <4>そこから浮かび上がるテーマ・構成概念」の順にコードを考えて付していく4段階のコーディングと、そのテーマ・構成概念を紡いでストーリーラインを記述し、そこから理論を記述する手続きとからなる分析手法である。この手法は、1つだけのケースのデータなどの比較的小さな質的データの分析にも有効である」（大谷 2019: 271）。

「担当児童の日本語習得状況に関する質問」に関しては、日本語初期指導の中目標<読む・書く／文字、表記>及び「JSL評価参照枠」の評価規準を参考にし、評価してもらっ

た。日本語初期指導の中目標とは、平成26年に特別な教育課程が導入される際、文部科学省が設定した、観点別の目標である（文部科学省 2013）。今回、研究の目的に合わせ内容を改変し調査に使用した。

「JSL評価参照枠」とは、文部科学省（2014b）の実践編に示されている。本研究では、第4章〈読む〉の「音読行動」（文部科学省 2014b: 72）及び、第5章〈書く〉の「書字力・表記ルール」（文部科学省 2014b: 105）を抜粋し、評価規準として使用した。

### I. 日本語初期指導の中目標〈文字、表記〉

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1. 清音を含む語の発音ができる。   | 11. 平仮名の清音を含む語が書ける。 |
| 2. 濁音を含む語の発音ができる。   | 12. 平仮名の濁音を含む語が書ける。 |
| 3. 拗音を含む語の発音ができる。   | 13. 平仮名の拗音を含む語が書ける。 |
| 4. 長音を含む語の発音ができる。   | 14. 平仮名の長音を含む語が書ける。 |
| 5. 促音を含む語の発音ができる。   | 15. 平仮名の促音を含む語が書ける。 |
| 6. 平仮名の清音を含む語が読める。  | 16. 片仮名の大半が読める。     |
| 7. 平仮名の濁音を含む語が読める。  | 17. 片仮名の大半が書ける。     |
| 8. 平仮名の拗音を含む語が読める。  | 18. 小学1学年の漢字が読める。   |
| 9. 平仮名の長音を含む語が読める。  | 19. 小学1学年の漢字が書ける。   |
| 10. 平仮名の促音を含む語が読める。 |                     |

### II. JSL評価参照枠

	「読む」（音読行動）	「書く」（書字力・表記ルール）
6	文や意味のまとまりに区切りながら、流暢に読める。	表記上、正確度の高い文章が書ける。
5	ややゆっくりではあるが、だいたい文や意味のまとまりに区切って、読める。	表記上、誤用の少ない文章が書ける。
4	安定して、文節や単語に区切って読める。	表記上の誤用はあるが、意味は通じる文が書ける。
3	ゆっくりではあるが、だいたい文節や単語に区切って読める。	文字・表記上の誤用が多い。
2	文字習得が進む。	表記ルールをある程度理解して文を書こうとする。
1	文字習得がはじまる。	表記ルールについての理解が始まる。

表1：JSL評価参照枠

## 5. 調査結果

日本語初期指導の方法に関する発言に注目し、分析を行った。SCAによる分析結果を一部紹介する。

発話者	テキスト	〈1〉テキスト中の注目すべき語句	〈2〉テキスト中の語句の言い換え	〈3〉左を説明するようなテキスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念
調査者	基礎日本語の部分では、どの分野を重点的にと言いますか指導されていますか。	基礎日本語、どの分野を重点的に	日本語基礎／重点的	日本語基礎で重点的に行われている指導	初期指導における中心的な指導
教員	やっぱり多いのが、文字・表記ですかね。あとはそれと同時にやっぱ語彙も、一緒にからめながら、やることが多いかな。もちろん発音も同時に。やっぱりウエイト的には、文字・表記が多い。	多いのが文字・表記／語彙も一緒にからめ／発音も同時に	リテラシー指導／語彙と発音／同時進行	発音と文字の関係性を認識させる日本語フォニックス	高い割合を占める文字・表記指導／発音と文字の関係性／フォニックス／

表2：SCATによる分析例（一部）

全てのインタビューデータを上記のように分析した後、〈4〉に出てきた概念（下線部）を紡ぎ、ストーリーラインを以下のように作成した。

日本語担当教員は、児童の日本語能力に合った個別の指導計画を立て、指導を行っており、初期段階で行われる中心的な指導は、「文字・表記」が高い割合を占めており、読み書き中心の指導を行う。「技能別」指導は、主に、初期指導後の教科指導のなかで主に行われ、日本語基礎と技能別の稜然としない区分に悩むことがある。学力差に応じた日本語指導を進めている。

初期指導期間でも、必要最小限の教科補習は行っており、日本語能力が不十分でも出来

る教科補習の科目として算数がある。教科指導に関して、時間的制限下でのJSLカリキュラムの取り入れにくさについても触れ、部分取り出し指導のなかで、JSLカリキュラムを行う困難点が挙げられた。それを行うには、在籍学級と日本語教室との連携をとる必要があり、担任との情報共有が欠かせない。

効果的な文字の導入法については、初期のリテラシー指導において、低学年は文字認識の導入から行うことが挙げられた。語彙学習も兼ね、イラスト付きの50音表を用いて、文字を導入する。歌に合わせた50音表の指さしで練習し、イラスト付きからイラストなしの段階的な提示方法で音と文字を一致させる。

文字の記憶力には個人差があることにも触れられ、日本語の習熟に伴う自発的・自律的学習の起こりがある児童のなかで、初期リテラシー学習における躓きがみられる児童も存在する。そのような児童への指導の工夫をどのようにするかが、教員の一番の悩みであるとし、学習に遅れのある児童への対応に日本語教室の限界を感じていた。

### 5.1 初期指導で用いる教材

初期指導では東京都教育委員会が出している『日本語指導ハンドブック』を使用し、初期指導が終わった後には『学校生活日本語ワークブック』を使用している。後者の教材は高学年用であり、文型を体系的に練習できるから使用している。

### 5.2 1年生の日本語習得状況

1年生の4名が日本語指導を受けており、1名（表3の児童①）が週2時間の取り出し指導を受けており、3名（表3の児童②③④）が初期指導を受けている。教師Aに、当該児童に対して行っている指導プログラムと、日本語習得の状況について聞き取りを行った。評価の基準は、「日本語初期指導の中目標」及び「JSL評価参照枠」である。

#### 児童①

指導プログラムは、日本語基礎と教科の補習である。家で音読の練習をした読み物は流暢に読めるが、初見のものは、速度が遅くなる。ただし、かたまりで読めるため、意味は理解できるようだ。

	言語	滞在歴	学年	日本語指導プログラム	習得状況	指導上の工夫
1	ビサヤ語	日本生まれ	1年生	日本語基礎 教科の補習	1～11	特殊音節の指導に MIMを用いている。
					「読む」3 「書く」3～4	
2	スペイン語	日本生まれ	1年生	サバイバル日本語 日本語基礎 教科の補習（算数）	1～5 平仮名が覚えられない。	楽しそうな教材を使う。教材はMIMと東京都のハンドブック使用。
					「読む」1～2 「書く」1～2	
3	スペイン語	7か月	1年生	サバイバル日本語 日本語基礎	1～12	特殊音節の指導に MIMを用いている。
					「読む」3 「書く」1～2	
4	ウルドゥー語	2年半	1年生	サバイバル日本語 日本語基礎 教科の補習（算数）	1～5 平仮名が覚えられない。	
					「読む」1 「書く」1	

表3：日本語指導を受けている児童の日本語習得状況

（習得状況の上段は「日本語初期指導の中目標」、下段は「JSL評価参照枠」に基づく教師の評価を表す）

JSL評価参照枠の「読む」は、文節や単語に区切って読めるレベル3の段階だ。「書く」は、文字・表記上の誤用はあるが、意味は通じる文が書ける。レベル3～4の段階だ。指導上の工夫点は、特殊音節を多層指導モデル<sup>3</sup>（以下、MIM）で指導している。

## 児童②

日本生まれで、3年ほど保育園に通ったが、語彙が少なく、初期指導を受けている。就学時検診の語彙検査では全然できなかった。母語能力も幼児語レベルである。

<sup>3</sup> 多層指導モデル（Multilayer Instruction Model（MIM））とは、視覚化や動作化を用いて音韻認識、特殊音節のルール理解を促すことで、学習につまずく危険性のある日本の子どもにつまずきが重篤化する前に、予防的な支援をすることを目的に開発された学習支援モデルである（海津ほか 2008参照）。

指導プログラムは、サバイバル日本語、日本語基礎、教科の補習である。清音の発音は真似できるが、文字が覚えられない。

JSL評価参照枠の「読む」は、文字習得が始まり文字習得がすすむレベル1～2の段階である。「書く」は、表記ルールをある程度理解して文を書こうとするレベル1～2の段階である。

指導上の工夫点は、本人のモチベーションが下がらないように、楽しそうな教材や、絵がついているカードを使っている。本人が好きな、絵を線で結ぶものや、ことばと絵を一致させるようなマッチングのプリントも使用している。

### 児童③

滞在歴7か月であり、就学前は、保育園に行っておらず、ずっと家にいた。5月から初期指導を受けている。指導プログラムは、サバイバル日本語、日本語基礎、教科の補習である。指導を通して、平仮名の拗音まで読めるようになった。促音は読めるが、長音を「お・か・あ・さ・ん」のように発音し、伸ばして読むことができない。長音や促音を書く際には、支援が必要で、MIMの動作で書けるようになる。

JSL評価参照枠の「読む」は、ゆっくりではあるが、だいたい文節や単語に区切って読めるレベル3の段階である。「書く」は、表記ルールをある程度理解して文を書こうとするレベル1～2の段階である。入学後、4か月の間に最低限の意思疎通ができるようになった。

### 児童④

滞在歴は2年半である。幼稚園等には行かないまま入学し、初期指導を受けている。指導プログラムは、サバイバル日本語、日本語基礎、教科補習で算数を教えている。発音は、真似すれば全てできるが、平仮名がなかなか覚えられず、読めない。7月の時点で、8個ほどの平仮名が読めた。

JSL評価参照枠は、「読む」「書く」のいずれもレベル1の段階である。



## 6. 考察

インタビューから作成されたストーリーラインにもあるように、歌に合わせて、50音表を指差しするなどして文字を導入していた。指導上の工夫として、教員Aは、特殊音節の発音や表記を指導する際に、MIMを用いていた。特殊音節を動作化することで、児童に表記の間違いを気付かせることができるという。児童②や児童④においても、濁音・半濁音・長音・促音・撥音などの発音は真似できることから、MIMによる発音練習も可能であると考える。MIMは、日本語を母語とする児童のために開発されたものであるが、日本語音を分析的に捉えるという点では、外国人児童にも有効であることが示唆された。

しかしながら、今回の調査で、初期指導を担当する教員は、学習に遅れのある児童への対応が一番の悩みであり、日本語教室の限界を感じていると語った。母国で文字教育を受けないまま入国し、日本語初期指導を受ける児童や、日本生まれの1年生でも、文字を読めるようにならない場合、指導に困難を抱えているようだ。「就学段階でプレリテラシーの獲得状況に差がある」（菅原・齋藤 2016: 19）ことを踏まえると、音韻意識のようなプレリテラシーが未発達のまま、文字指導を行うために、このような状況を生み出していると考えられる。

文字を習得するうえで、基盤となる音韻意識は、通常、就学前に自生的に形成され、文字習得が始まる（原2001）というが、日本語初期指導のなかで文字学習が進まない児童に関しては、それらのレディネスが十分に備わっていないことが予想される。このことに注目し、日本語指導プログラムについて再考する。

「日本語基礎」には、基本的に、(A) 発音の指導、(B) 文字・表記の指導、(C) 語彙の指導、(D) 文型の指導の4つがある。「技能別日本語」には「聞く」「話す」「読む」「書く」の技能に分かれる。教員Aは、「技能別日本語」の指導を、初期の段階では行わず、初期指導後の教科指導のなかで、適宜取り入れていると語った。初期段階の日本語指導では、技能別の指導とは言えないが、4技能のうちの読み書きに重心を置き指導を行っている。インタビューを行った教員の発言を基に、以下の図2のような対応が考えられる。

図2から、初期段階の日本語指導において、「4技能」のうちの「聞く」「話す」指導が、手薄になっているということが分かる。ただし、「話す」ことは、文型の指導をする際に、文型練習やロールプレイなどで、話す練習を行うことが予想されるため、点線で結んでいる。

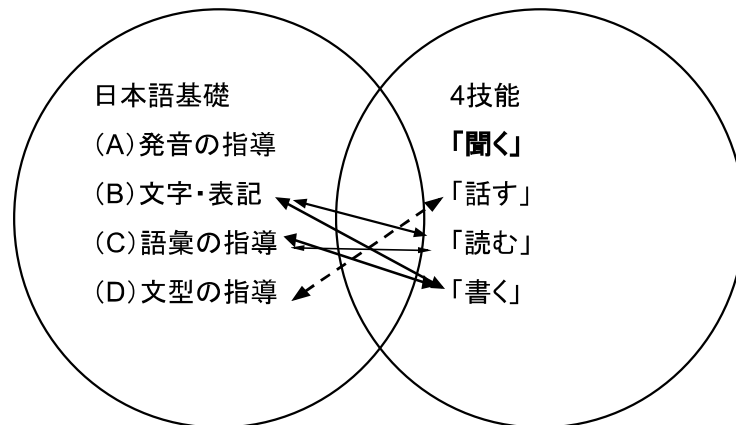


図2：「日本語基礎」と「4技能」

子どもの読み書き能力のレディネスとして、音を聞いて、分析的に聞く能力が読み書きの基盤を作るのであれば、特に、初期段階の日本語指導で「聞く」ことを強化するべきである。文部科学省（2011）には、「聞く」活動として、リスニング練習、本の読み聞かせ活動があると紹介されている。しかしながら、教員Aが使っている『日本語ハンドブック』には、リスニング教材はついておらず、それ以外をみても、外国人児童に適したリスニング教材は数少ない。

## 7. まとめと今後の課題

先述した母国で文字教育を受けないまま入国するような児童に関しては、「聞く」学習を通して、音韻意識から高めることが必要であるが、今回、現職の教員Aにインタビューを行った結果、初期の日本語指導においては、特に「聞く」学習が手薄になっていることが明らかになった。1年生の1学期が終わる頃に、ひらがなが覚えられていない児童は、リテラシーの基盤がないことが予想されるが、日本語を分析的に「聞く」耳を育てることが、文字習得の糸口になると考える。日本の子どものために開発されたMIMを、外国人児童に合ったものに改変するなどして、「聞く」指導につなげることが今後の課題である。

## 参考文献

- 愛知県教育委員会義務教育課（2017）「日本語初期指導教室の在り方リーフレットNo.2  
生き生きと学校生活を送るために120時間（60日）プログラム」  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gimukyoiku/shokishidoreef.html>（2023年9月  
22日最終アクセス）
- 天野清（1988）「音韻分析と子どものliteracyの習得」『教育心理学年報』27: 142-164.
- 池上摩希子（2022）「ことばの習得とその支援」齋藤ひろみ（編）『外国人の子どもへの  
学習支援：ハンディシリーズ』第3章、金子書房、26-33.
- 大谷尚（2019）『質的研究の考え方』名古屋大学出版会
- 外国人集住都市会議（2013）『外国人集住都市会議2012報告書』  
<https://www.shujutoshi.jp/siryoo/>（2023年9月30日最終アクセス）
- 海津亜希子・田沼実畝・平木こゆみ・伊藤由美・SHARON VAUGHN（2008）「通常の学  
級における多層指導モデル（MIM）の効果：小学1年生に対する特殊音節表記の読  
み書きの指導を通じて」『教育心理学研究』56/4: 534-547.
- 楠敬太・小澤亘・金森裕治（2019）「外国にルーツを持つ児童の読み困難度の測定」  
『立命館人間科学研究』38: 59-72.
- 島田友絵（2013）「年少期来日JLP児童の低次の読みと音韻処理能力ー母語話児童との異  
同からー」『母語・継承語・バイリンガル教育研究会10周年記念大会予稿集』
- 齋藤ひろみ（2001）「実践報告 日本語学習初期段階における作文指導について考える：  
63期子どもクラスの作文授業実践を基に」『中国帰国者定着促進センター紀要』9:  
92.
- 菅原雅枝・齋藤ひろみ（2016）「日本生育外国人児童の「表記の力」に関する縦断調査  
：作文の分析を通して」『国際教育評論』13: 19-36.
- 東京都教育庁指導部指導企画課（編）（2011）『日本語指導ハンドブック』東京都
- 日本語ぐるりっと（編）（2010）『学校生活日本語ワークブック』凡人社
- 豊橋市教育委員会（2014）「豊橋市教育委員会 外国人児童生徒教育の手引き」  
<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/kyouikunotebiki/main1.html>（2023年7月5  
日最終アクセス）
- 原恵子（2001）「健常児における音韻意識の発達」『聴覚言語研究』18/1: 10-18.

原恵子（2003）「子どもの音韻障害と音韻意識」『コミュニケーション障害学』20: 98-102.

文部科学省（2003）「JSLカリキュラム開発の基本構想」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001/008/001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008/001.htm)（2024年1月2日最終アクセス）

文部科学省（2008）「外国人児童生徒の適応指導や日本語指導について」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/005.htm)（2023年9月22日最終アクセス）

文部科学省（2011）『外国人児童生徒受け入れの手引き』

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)（2023年12月30日最終アクセス）

文部科学省（2013）「（資料1）日本語指導が必要な児童生徒に対する「特別の教育課程」の在り方等について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/kaigi/\\_icsFiles/afieldfile/2013/03/04/1330284\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/kaigi/_icsFiles/afieldfile/2013/03/04/1330284_1.pdf)（2023年12月30日最終アクセス）

文部科学省（2014a）『外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA（理論編）』

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405244\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405244_1.pdf)（2023年12月30日最終アクセス）

文部科学省（2014b）『外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA（実践編）』

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405244\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405244_2.pdf)（2023年12月30日最終アクセス）

文部科学省（2019）「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）の結果について」[https://www.mext.go.jp/content/1422198\\_007\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1422198_007_1.pdf)（2023年7月5日最終アクセス）

子どものデジタル・ウェルビーイングのフレームワークに関する一提案  
—国際動向との比較を基に—

A Proposed Framework for Children's Digital Wellbeing:  
Comparing International Trends

齋藤 長行 (Nagayuki SAITO)<sup>1</sup>

要旨

近年、デジタル技術は急速に進歩し、子どもたちの日常生活に影響を与えており、そのような環境に生きる子どもたちの幸福を確保する必要があると言える。本研究では、子どものデジタル・ウェルビーイングに求められる諸要件について国際機関・研究機関・政府機関の先行的取組を基に検討した。その結果、子どもたちの発達段階に応じて、個人的幸福感と社会的幸福感を実感できる環境づくりの重要性が指摘された。このようなデジタル社会との良好な関係は、結果として各個人の心身の健康に正の影響を与えられ考えられる。

**キーワード：**デジタル・ウェルビーイング、子どものデジタル環境、個人と社会の幸せ、  
権利と義務、デジタル・シチズンシップ

Abstract

Today, digital technology is rapidly advancing and impacting the daily lives of children. Therefore, there is a need to ensure the well-being of children living in this digital environment. In this study, we considered various requirements for children's digital well-being. The results pointed out the importance of creating an environment in which children can experience a sense of well-being where individual and social happiness intersect, based on their developmental stage. Such a positive relationship

---

<sup>1</sup>筑波大学人文社会ビジネス科学学術院 博士後期課程。メール：saito.nagayuki.2023@japan.tsukuba.ac.jp

with the digital society can result in a positive impact on the physical and mental health of each individual.

**Keywords:** Digital well-being, Digital environment for children, Individual and social well-being, Rights and obligations, Digital citizenship

## 1. 研究の背景

デジタル技術の急速な進歩により、今日の子どもたちの生活環境は、劇的に変化している。子どもたちは、デジタル機器を介して情報を収集し、他者と交流している。一方で、これらの技術からもたらされるリスクにも直面している（総務省 2021）。学校においては、GIGAスクールの取組が後押しするかたちで、デジタル技術は教育やコミュニケーションの様相をも変化させている（田中ほか 2021）。さらに、COVID-19の感染拡大は、その進展を加速化させたと言えよう（総務省 2021）。

このようなデジタル環境の変化が、子どもたちの幸福に与える影響は大きいと考えられる。特に、デジタル技術の利用には、プラスとマイナスの側面があり、可能な限りプラスの効果を増やすとともにマイナスの部分を取り除き、彼らのデジタル環境における幸福としてのデジタル・ウェルビーイングを向上させるための取組が必要とされるであろう。

## 2. 子どもたちのウェルビーイングに関する国際政策

本章では、子どもたちのウェルビーイングに関する先行研究をみていきたい。子どもは、発達段階にあり、社会との関わり、家族や友達との関わりにおいて成人とは同一として捉えていては、彼らのウェルビーイングを最適な状態に高めることは困難であると言えよう。そこで、特に子どもたちに考慮しなければならない観点から、彼らのウェルビーイングを考えたい。

子どもたちの身体的、心理的、社会的な幸福感の観点からウェルビーイングをみると、国際連合は、2015年に持続可能な開発目標 (SDGs) を採択しており、その3番目のゴールに「すべての人の健康とウェルビーイング」を掲げている。これは、子どもたちの心身における健康的な生活と幸福を促進することを定めるものである (United Nations

2022)。WHOにおいても、子どもの身体的な健康を保つことが彼らのウェルビーイングに繋がるとしている（WHO 2020）。

UNICEFは、2020年に、先進国における子どもの心身の健康、学力や社会的スキルに関する国際比較の結果を発表している。その結果において、日本は身体的健康については1位と高いものの、社会的スキルを身につけている15歳の割合は27位、精神的幸福として生活満足度が高い15歳の割合は37位と極めて低い状況に位置している（UNICEF 2020）。

また、OECDにおいても、子どものウェルビーイングに関する評価として、子どもの幸福測定フレームワークを開発し、主要なギャップを特定し、それらを埋める方法について言及している。そのフレームワークでは、ウェルビーイングを観測する4つの主要要素として、子どもの物質的な生活水準、身体健康、社会的および感情的な成果、学習と教育の成果をあげている（OECD 2021）。

これらのことから、子どものウェルビーイングのフレームに必要となる要素として、身体的、心理的、社会的な側面に加え、学習と教育、さらには彼らの発達段階を踏まえることが重要となると言えよう。子どもたちが健康的な生活を送り、社会的なつながりを築き、自分自身の能力を発揮することができる環境を整えることが、彼らのウェルビーイングを促進することにつながるであろう。

以上、現実社会における子どものウェルビーイングに関する政策的施策を概観してきた。しかし第1章において言及したように、現在、子どもたちの日常生活においてデジタルとの接触を抜きにして彼らの生活環境整備を議論することはできない状況にある。そのような現状を踏まえるのであれば、子どものデジタル環境におけるウェルビーイングに求められる要件を検討する必要があると言えよう。本稿では、これからの社会に求められる子どものデジタル・ウェルビーイングに欠くことのできない評価要素について検討・提案することを目的とする。



### 3. デジタル環境におけるウェルビーイング

#### 3.1 デジタル・ウェルビーイング

ウェルビーイングは、現実社会だけにとどまらずに、デジタル機器を介した仮想空間においてもその健やかで幸福を感じえる状態を高めていくことが求められると言えよう。主にデジタル・ウェルビーイングは、テクノロジーによって引き起こされる心身の健康上の問題、他者とのコミュニケーション上の問題に対する概念として用いられてきた（Calvo & Peters 2014）。スマートフォンやソーシャルメディアの使用時間や頻度、ウェブサイトやアプリの閲覧履歴、オンラインコミュニケーションの質などに関して、バランスをとり、健康で生産的なデジタル環境を維持することも目的とされている（Google n.d.）。

欧州理事会では、デジタル教育におけるウェルビーイングの重要性について言及しており、児童生徒と教師のウェルビーイングに貢献するのに役立つ3つの要因として、デジタルに関する必要な知識、スキル、能力の習得、ウェルビーイングを向上させる教育と学習のアプローチとデジタル環境の設計、デジタル教育エコシステムにおける対人関係を構築することをあげている（Council of the European Union 2022）。

デジタル・ウェルビーイングに関する政策が注目されるようになった理由は、デジタル技術の急速な発展により、人々の生活に与える影響が増加したためと言えよう。特に、COVID-19の影響により、成人においてはテレワークが増加し、児童生徒においてはオンライン授業の増加により、長時間デジタルデバイスに接続し、過剰な情報量によってストレスを感じていることが考えられる。それは、睡眠障害、不安、うつ病などの精神的な健康問題を引き起こす可能性があるとの指摘もある（Kwon, Kim, Cho & Yang 2013）。

#### 3.2 子どものデジタル・ウェルビーイング

特に、子どもにおいて、デジタル環境におけるウェルビーイングを考える際に考慮しなければならないことは、彼らが発達段階にあり、様々なリスクに対して成人よりも弱い立場にあることがあげられる。なぜなら、彼らは感情をコントロールする能力が未発達であり（Giedd 2015）、リスクに対して冷静に判断をすることに慣れていないからである（Jensen & Nutt 2015）。さらに、実社会においても経験が浅いことから、様々なトラブルが生じた際の対処の方策を認識していないこともあげられる。Livingstone, O'Neill &

Mclaughlin（2011）は、青少年の判断力の脆弱性が、彼らのリスク発生の要因となっていることを指摘している。

その様な問題に対処するための一つの方策として、子どもたちにデジタル・リテラシーを身につけさせ、適切にデジタル技術を取り扱い、様々なリスクに直面した際に適切にそれを回避することができる能力を育成することが重要となると考えられる。十分なデジタル・リテラシーが身につけていないことが、結果として社会的格差を生じさせることにつながる恐れも考えられる。

さらに、子どもたちのデジタル・ウェルビーイングを高めていくためには、社会的な政策アプローチも重要となるであろう。デジタル機器の製造販売業者、通信事業者、政府機関、学校、教師そして保護者等、多様なステークホルダーが協力して、子どもたちが安全に、健康的に、ポジティブにデジタル技術を活用できる環境を整備する必要がある。

政府による法規制の取組をみると、米国の子どもたちを保護するための法的枠組みである「児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）」では、子どもたちの個人情報を収集する際には、保護者の同意が必要であることや、保護者が子どもたちの情報を削除する権利があることが定められている（Federal Trade Commission 2003）。また、欧州連合では、2020年に「Digital Services Act（European Commission 2020a）」と「Digital Markets Act（European Commission 2020b）」が提案され、デジタルプラットフォームに対する規制が強化される方向にある。これらの法規制的取組は、利用者のデジタル環境における安心安全だけにとどまらず、彼らのウェルビーイングの向上につながる施策と言えるであろう。

このように、政策的な観点からも、子どもたちのデジタル・ウェルビーイングが求められる理由が指摘されている。子どもたちが安全で健康的なデジタルライフを送るためには、政策立案者、プラットフォーム事業者、保護者、教育者、専門家、そして子どもたち自身が協力して、様々な取組を行う必要があると言えるであろう。

### 3.3 国際機関が取り組むデジタル・ウェルビーイング

デジタル環境に生きる子どもたちのウェルビーイングをより高めるために、国際機関、政府機関は様々な政策的取り組みを講じている。欧州連合（EU）では、2018年に「Europe fit for the digital age」を発表し、その中で、デジタルテクノロジーが人々のウェルビーイングと経済的繁栄に貢献するよう取り組むことが掲げられている（European Commission web site）。また、EUは2021年に「Digital Compass」と呼ばれる計画を発表し、2030年までにEU全体でデジタル技術の持続可能で包摂的な発展を目指すとしている。この計画では、デジタル技術の発展によってもたらされる課題に対処し、EUの人々のデジタル市民としてのウェルビーイングを確保することが目標とされている（European Commission 2021）。

カナダ政府は、2019年に「Digital Charter」を発表した。この憲章では、カナダ人がデジタル技術を安全かつ信頼できる方法で活用できるようにすることが目的とされている。特に子どもに関しては、彼らの情報を収集または使用する企業・組織の権利を制限し、子どもの情報を取り扱う際に企業・組織に高い基準を課すなど、子どもに対するより強い保護を確立することが目指されている。

国際連合では、1989年に制定された「子どもの権利条約」を基に、「デジタル環境における子どもの権利に関する一般意見第25号」を取りまとめている（United Nations 2021）。この政策文書は、デジタル環境下において子どもの権利を確実にするための政策的取り組みとして、デジタル市民としての権利と自由の確保、デジタルを介した子どもに対する暴力への対処、家庭におけるデジタル環境の適正化の必要性について言及している。さらに、子どもたちのデジタル環境における健康についても焦点を当てており、デジタルの利用と休息、運動との適切なバランスを図ることの重要性を指摘しつつ、そのためのガイドラインの策定を推奨している。

### 3.4 日本政府が取り組むデジタル・ウェルビーイング

日本政府の取り組みをみると、文部科学省は、教育を通じて子どもたちのウェルビーイングの向上を図るため、様々な政策を進めている。中央教育審議会では、新しい時代を見据えた学校教育の姿として、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない個別最適

な学びの実現や、その学びを支えるための質の高い教育活動を実施可能とする環境の整備の必要性を指摘している（中央教育審議会 2021）。

内閣府ではスマートシティの推進に取り組んでおり、その政策の基本コンセプトの一つに、ウェルビーイングの向上に向け、「市民目線を意識し、市民自らの主体的な取組を重視」という市民（利用者）中心主義を定めている（内閣府 2021）。内閣官房では、「心ゆたかな暮らし」と「持続可能な環境・社会・経済」を実現するために、「デジタル田園都市国家構想」を進めており（内閣官房 2022）、その政策の一環として、デジタル庁では地域幸福度の取組を講じている。これは、地域幸福度指標を基に、市民や事業者など様々な関係者が、その共通目標に向けて協力することを可能とすることが目指されている（デジタル庁）。さらに、経済産業省においても、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の一環として、地域社会全体においてDXへの取組を加速し、地域の経済発展とウェルビーイングの向上を実現するための「地域DX推進ラボ」の取組を講じている（経済産業省 2022）。

#### 4. 子どものウェルビーイングに求められる要件とは

##### 4. 1 日本社会で求められる子どものウェルビーイング

これまでのレビューを踏まえ、子どものウェルビーイングに求められる要件について考えてみる。特に、子どもの生活環境は、その国々において多様であることから、私たちが暮らす日本の社会環境、教育制度、デジタルの利用環境、さらに保護者と子どもの環境に合ったデジタル・ウェルビーイングを検討する必要があるであろう。そこで、教育におけるウェルビーイングの向上を目指している中央教育審議会の政策的取り組みを概観することにより、子どもたちのウェルビーイングを考えていきたい。

中央教育審議会（2022）の「次期教育振興基本計画」における子どものウェルビーイングのとらえ方は、学習者の背景や特性、意欲の多様性を前提として学習者視点に立つこと、誰もが、いつでも、どこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができる環境を整備すること、誰一人取り残すことなくすべての人を包摂し、子どもたちの可能性が最大限に引き出され、子どもたち個人が幸せであるとともに、社会全体においても幸せであるという状況が実現するように、制度等の在り方を考えていく必要があるとしている。

同審議会の2023年2月に行われた教育振興基本計画部会では、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を目指し、幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、共同性、自己肯定感、自己実現等の要素が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視することを目指している。それは、身体的、精神的、社会的に良い状態であるという短期的な幸福だけではなく、生きがいや、人生の意義などの将来に渡る持続的な幸福を含む概念としてウェルビーイングを捉え、多様な個人がそれぞれ幸せを感じ、生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や、地域社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態を創り出すことが必要となるとしている。

その様なウェルビーイングには、知識の習得や物質的な充足としての獲得的幸福だけではなく、他者との良好な関係を築き、ともに支えあうことに喜びを感じるという協調的幸福の向上も重要な要素であると指摘している。その様な学びを実現させるために、地域コミュニティにおける学び、個別最適な学びと共同的な学びの一体的充実、多様な教育ニーズへの対応が必要となる。

さらに、デジタル・リテラシーの向上も重要な課題と言えるであろう。デジタル環境からは、様々なリスクが生ずることから、それらへ適切に対処するために必要となるデジタル・リテラシーを高める必要がある。中央教育審議会生涯学習分科会（2022）では、デジタル環境におけるウェルビーイングを高めるための一取り組みとして、デジタル・リテラシーの醸成を上げている。加えて、デジタル・デバイドの解消に取り組むことにより、あらゆる世代層を包摂し誰一人取り残さないための政策を目指している。

また、2023年4月より、こども家庭庁が創設された。同庁では、全ての子どもの健やかな成長により、彼らのウェルビーイングを向上させるための政策の概念として、「子ども真ん中社会」をかかげている（内閣官房 2021）。全ての子どもは、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取り扱いを受けないこと。また、適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護され、教育を受ける機会が等しく与えられることが目指されている。さらには、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会が確保され、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が考慮されることが目指されている。

## 4. 2 子どものデジタル・ウェルビーイングの方向性

以上、日本の社会環境、教育制度、デジタルの利用環境を踏まえた上で、ウェルビーイングに必要となる諸要因について概観してきた。それらを踏まえて、目指すべき、子どものデジタル・ウェルビーイングとは、デジタル社会において、健全性、公平性、安全性、自由性が保たれるとともに、その環境で生きる子どもたち個々人が心身ともに健やかで、幸福・充実・安心を感じ、自由に表現でき、権利を行使し、守られている状態としての獲得的ウェルビーイングが確保されていることが重要となるであろう。さらに加えて、デジタル空間において、他者との多様性を認め合い、共に幸福を感じ合うという協調的ウェルビーイングを向上させていくことが重要になると言えるであろう（図1）。



図1：目指すべき子どものデジタル・ウェルビーイング

## 5. 考察：子どものデジタル・ウェルビーイングのフレームの検討

### 5. 1 OECDによるデジタル・ウェルビーイングに関するフレーム

前章の議論を踏まえて、本節では子どものデジタル・ウェルビーイングのフレームに求められる要件について考えたい。OECDは、2019年に、デジタル時代における人々の暮らしについてのレポートである「How's Life in the Digital Age?」を発表した（OECD 2019）。このレポートは、デジタルテクノロジーが人々の生活に及ぼす影響を、社会的・経済的・政治的な観点から評価したものである。

このレポートの主要な要点を概観する。まず、デジタル化が人々の生活にもたらす利益について、レポートでは、デジタルテクノロジーは労働生産性の向上や、情報のアクセシビリティの改善、交通渋滞の緩和、公共サービスの提供改善など、多くの面で利益をもたらしており、文化交流や地理的な距離を超えた交流など、異文化交流の促進にも役立っているこ

とを報告している。一方、デジタル化がもたらすリスクや課題についても言及している。例えば、デジタル技術は労働市場を変革し、一部の職種が自動化されることで、失業や雇用の不安定化を引き起こす可能性があるかと警告している。また、インターネットの匿名性によるハラスメントやプライバシーの侵害、虚偽情報やフェイクニュースの拡散など、インターネットの負の面についても言及がなされている。

さらに、レポートでは、デジタル化が地域間格差を拡大する可能性があるとも指摘している。デジタル技術が普及する都市部と、その普及が進んでいない農村部や地方都市部では、経済的・社会的な格差が拡大することが予想されている。このような状況を改善するためには、デジタルインフラの整備や教育・訓練プログラムの充実などが必要となることを指摘している。

そのような今日のデジタル環境を踏まえて、本レポートでは、デジタル技術が人々の生活や幸福に与える影響について、11の生活の側面を示している。それらは、所得と富、仕事と収入、住居、健康状態、教育とスキル、ワークライフバランス、市民参加とガバナンス、社会とのつながり、環境の質、個人の安全、主観的幸福等の項目がデジタル・ウェルビーイングを測るための要素としてあげられている。

## 5.2 デジタル・ウェルビーイングとデジタル・シチズンシップとの関係

シンガポール国立大学のCentre for Trusted Internet and Community (CTIC) では、デジタル・ウェルビーイングとデジタル・シチズンシップとの関係性に焦点を当てた報告書を公開している (Yue et al. 2021)。この報告書では、デジタル・ウェルビーイングとデジタル・シチズンシップの両方が、現代社会において重要な概念であることを認識し、先行研究レビューの結果を基に、デジタル・ウェルビーイングは、デジタル・テクノロジーの使用によって生じる個人的な健康と幸福に焦点を当てた概念であり、デジタル・シチズンシップは、デジタル世界での適切な行動と責任を促進するための概念であり、それらは相互に関連していることについて言及している。

さらに報告書では、デジタル・ウェルビーイングの9つの重要な側面として、デジタル権利と責任、デジタル健康とセルフケア、デジタル創造性、デジタル感情知能、デジタル



コミュニケーション、デジタル消費者主義、デジタル雇用と起業家精神、デジタル・アクティビズム/市民活動をあげている。さらに、デジタル・ウェルビーイングとデジタル・シチズンシップが密接に関連している要素として、デジタル・スキル、デジタル・アイデンティティ、エンパワーメントとエンゲージメントの3つのフレームワークが示されている。

### 5.3 日本の政策環境を踏まえた子どものデジタル・ウェルビーイング

前節で概観したように、OECDは、デジタル・ウェルビーイングの度合いを評価するための要素に言及しており、CTICにおいては、デジタル・ウェルビーイングとデジタル・シチズンシップとの関係性をマトリックスとして各要素を分類していた。これらの先行研究によるデジタル・ウェルビーイングの要素分解により、その体系的な概要がつかめてきたと言えるであろう。

OECDのデジタル・ウェルビーイングの11の要素のうち、特に子どもに関係する要素としては、デジタルの利用、デジタルの教育、デジタル社会への参加、安全セキュリティ、デジタルの主観的幸福、デジタルの健康、デジタル社会とのつながりの7項目があげられる。さらに、CTICの定めたデジタル・シチズンシップの要素であるデジタルの権利と主体、デジタル・スキル、デジタル・アイデンティティの3つの要素を掛け合わせることで、子どもたちがデジタル市民として権利を行使し、ウェルビーイングを実感するための重なり合った要素が見えてくる。

その要素は、日本の社会・デジタル環境に合致したものでなければならない。そのことから、本研究では、「こども基本法」が追求する「子どもの最善の利益」から子どものデジタル・ウェルビーイングに求められる権利としての「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」をデジタル・ウェルビーイングの各要素に重ね合わせた。さらに、それらの要素は、日本政府が目指す、個人の幸福としての獲得的ウェルビーイングと社会との関係の中から生まれてくる協調的ウェルビーイングと重なり合っていることが求められる（図2）。

国際連合 子どもの権利条約 一般意見No.25		子ども基本法 子どもの最善の利益		日本国 憲法	
子ども基本法の基本理念		生きる権利	守られる権利	育つ権利	参加する権利
デジタル・シチズンシップ		デジタル権利と主体		デジタル・スキル	アイデンティティ
OECD デジ タル ウェ ルビ ング 指標	デジタルの利用	デジタル利用の権利	デジタルのリスクから守られる	デジタルで自分の能力を伸ばす	デジタル社会に参加する
	デジタル教育	デジタルで教育を受ける権利	リスクへの対処法を学ぶ	デジタルで育つための教育を受ける	デジタル社会に参加する術を学ぶ
	デジタル社会への参加	デジタル社会への参加の権利	ヘイトやフェイクから守られる	デジタル社会で育つ	デジタル社会で活動・表現する
	安全セキュリティ	セキュリティを受ける権利を行使する	リスクから守られる	安全にデジタル環境で育つ	安全にデジタルに参加できる
	デジタルの主観的幸福	デジタルの権利行使への幸福感	守られていることへの幸福感	デジタルで育つことへの幸福感	参加することへの幸福感
	デジタルの健康	デジタル環境で健康的に生きる権利	デジタルにおける健康の維持	デジタル環境で健康的に育つ権利	健康的活動に参加する権利
	デジタル社会とのつながり	デジタルでつながる権利	ネットいじめを受けない・しない	デジタルを介して学び合い育つ	デジタルの活動に参加する権利

図2：子どものデジタル・ウェルビーイングとシチズンシップのマトリックス

個人の幸福としての獲得的ウェルビーイングの観点から、デジタルの利用を考えると、デジタルを利用する権利が確保されることと同時に、彼らは守られなければならない存在である。さらに、デジタル社会に参加するとともに、その社会において自分の能力を伸ばし発揮できる状況であるかが重要となるであろう。デジタルの教育の観点から考えると、デジタル環境で育つために必要となる教育を受ける権利を行使できるとともに、その教育においてデジタル・リスクに対処するためのリテラシーを習得し、デジタル社会から恩恵を得るための術を習得する機会を確保することが重要となると言える。

次に、社会との関係としての協調的ウェルビーイングの観点から、デジタル社会への参加及びデジタル社会とのつながりの側面を考えると、デジタル社会へ参加し、他者となつながらという権利が確保され、自由に表現・活動できることが子どもたちのウェルビーイングを高めると言えよう。

しかし、デジタル社会における今日的な課題として、ヘイト、フェイクやネットいじめなどの情報に翻弄されることなく、適切な判断・行動をとれるための能力を醸成していくことが重要になる。安全セキュリティの観点から考えると、安全にデジタルの活動に参加でき、その権利を行使し、セキュリティ上のリスクから守られていることが重要となるで

あろう。これは、特に技術的に安全な利用環境が整備されていることが重要となると言える。

最後に、ウェルビーイングという概念は、心身が健やかであり、喜びを感じて前向きに生きることができる状態を意味していることから、デジタルでの健康及びデジタルの主観的幸福が重要な要素となってくる。デジタルでの健康の側面をみると、デジタル環境において健康に生き、健やかに育つために、健康的な情報に接するとともに健康的なデジタル活動に参加することにより、さらにバランスの取れたデジタル機器の使用により、健康を維持できるという一連のデジタル環境における生活に関する権利が行使できるかということが重要になってくると言えるであろう。その様な健康的な状態は、デジタルの主観的幸福にもつながっていると見える。デジタル環境において様々な活動に参加し、そこにおいて学び発達していることに幸福を感じていること、その様な活動を行行使する権利を持ち得ていることが、子どもたちのデジタル・ウェルビーイングを高めるのだと考えられる。

## 6. まとめ

本稿では、今日のデジタル社会において注目されているデジタル・ウェルビーイングについて、その様相、特に発達段階であることから配慮が必要となる子どものデジタル・ウェルビーイングについて、先行研究・取組をレビューしつつ言及してきた。レビューを基に、デジタル環境においても、現実の生活環境と同様に、人々が心身ともに健康で幸福な状態を確保し、肉体的な健康・精神的な健康が維持され、良好な社会的つながりを持ち、自己実現できることを感じ、幸福を感じられるというウェルビーイングの満たされた状況を創り出すことが重要となると言えるであろう。

特に、デジタル環境において、良好な社会的つながりを持ち、自己実現を果たすためには、デジタル市民としての権利意識を持つこととともに、デジタル市民としての義務を果たすことが必要不可欠となる。この様なデジタル社会との良好な関係は、結果として個々の心身の健康にプラスの影響をもたらされることが考えられる。言い換えると、協調的ウェルビーイングと獲得的ウェルビーイングが個別に存在することなく、両者が関係しあうことでその充足感が増すのだと言えるであろう。このことから、個人の幸福と社会の

幸福が重なり合うデジタル・ウェルビーイングの満たされた社会を創り出して行くことが重要なのだと考えられる。

さらに、子どもにおいては、発達段階であることから、様々なリスクから保護されることが重要課題でありつつも、その保護が適切な強度で講じられ、彼らのデジタル社会に参加する権利が十分に行使されることが最優先されなければならない。United Nations（1989）の「子どもの権利条約」の政策的目的は、子どもの最善の利益を確保することにある。この理念は、日本のこども基本法の基礎となっている。今後の研究課題として、私たちには、デジタル環境における子どもの最善の利益をさらに可視化し、その利益を高めるための方策を検討し、実践することが求められているのだと考える。

## 参考文献

### 日本語文献

経済産業省（2022）『DXによる地域経済の発展とウェルビーイングの向上を支援する「地域DX推進ラボ」の公募を開始します』

<https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221130004/20221130004.html>（2024年1月5日最終アクセス）

総務省（2021）「情報通信白書令和3年版」日経印刷

田中真秀・佐久間邦友・山中信幸（2021）「GIGAスクール構想導入によるICT教育活性化への示唆：学校現場におけるICT教育の発展可能性と課題」『川崎医療福祉学会誌』31/1: 17-26.

中央教育審議会（2021）『令和の日本型学校教育の構築を目指して：全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申案）』

[https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt\\_oseisk01-000012362\\_1-2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_oseisk01-000012362_1-2.pdf)  
（2024年1月5日最終アクセス）

中央教育審議会（2022）『次期教育振興基本計画について（答申）』

[https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt\\_oseisk02-000028073\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_oseisk02-000028073_1.pdf)  
（2024年1月5日最終アクセス）

中央教育審議会生涯学習分科会（2022）『第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理：全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学

習・社会教育に向けて』

[https://www.mext.go.jp/content/220922-mxt\\_syogai03-000024695\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/220922-mxt_syogai03-000024695_1.pdf) (2024年1月5日最終アクセス)

デジタル庁『デジタル田園都市国家構想』

[https://www.digital.go.jp/policies/digital\\_garden\\_city\\_nation/](https://www.digital.go.jp/policies/digital_garden_city_nation/) (2024年1月5日最終アクセス)

内閣官房（2021）『こども政策の新たな推進体制に関する基本方針：こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設』

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_seisaku/pdf/kihon\\_housin.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/pdf/kihon_housin.pdf)  
(2024年1月5日最終アクセス)

内閣官房（2022）『デジタル田園都市国家構想基本方針』

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital\\_denen/pdf/20220607\\_honbun.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20220607_honbun.pdf)  
(2024年1月5日最終アクセス)

内閣府（2021）『スマートシティの推進について』

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/reform/wg6/20210423/pdf/shiryou1-1-1.pdf> (2024年1月5日最終アクセス)

英語文献

Council of the European Union 2022. Council Conclusions on Supporting Well-Being in Digital Education.

<https://www.consilium.europa.eu/media/60391/st14982-en22.pdf> (Accessed on 5 January 2024)

European Commission 2021. 2030 Digital Compass: The European Way for the Digital Decade.

[https://commission.europa.eu/system/files/2023-01/cellar\\_12e835e2-81af-11eb-9ac9-01aa75ed71a1.0001.02\\_DOC\\_1.pdf](https://commission.europa.eu/system/files/2023-01/cellar_12e835e2-81af-11eb-9ac9-01aa75ed71a1.0001.02_DOC_1.pdf) (Accessed on 5 January 2024)

European Commission 2020a. Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on Contestable and Fair Markets in the Digital Sector (Digital Markets Act), COM (2020) 842 Final, Brussels.

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020PC0842&from=en> (Accessed on 5 January 2024)

European Commission 2020b. Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on a Single Market for Digital Services (Digital Services Act) and Amending Directive 2000/31/EC, COM (2020) 825 Final, Brussels.

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020PC0825&from=en> (Accessed on 5 January 2024)

European Commission. A Europe Fit for the Digital Age. [https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age\\_en](https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age_en) (Accessed on 5 January 2024)

Federal Trade Commission 2003. Federal Register, 78/12.

<https://www.ftc.gov/system/files/2012-31341.pdf> (Accessed on 5 January 2024)

Giedd, J. 2015. The Amazing Teen Brain. *Scientific American*, 312/6: 33-37.

Google. n.d. Digital Well-Being. <https://wellbeing.google/> (Accessed on 5 January 2024)

Government of Canada 2022. Bill C-27 Summary: Digital Charter Implementation Act.

<https://ised-isde.canada.ca/site/innovation-better-canada/en/canadas-digital-charter/bill-summary-digital-charter-implementation-act-2020>

(Accessed on 5 January 2024)

Jensen, F.E. & Nutt, A.E. 2015. "The Teenage Brain: A Neuroscientist's Survival Guide to Raising Adolescents and Young Adults." Harper.

Livingstone, S., O'Neill, B., and Mclaughlin, S. 2011. Final Recommendations for [Policy, Methodology and Research, EU Kids Online Network, London, UK.](#)

[http://eprints.lse.ac.uk/39410/1/Final\\_recommendations\\_for\\_policy%2C\\_methodology\\_and\\_research\\_%28LSERO%29.pdf](http://eprints.lse.ac.uk/39410/1/Final_recommendations_for_policy%2C_methodology_and_research_%28LSERO%29.pdf) (Accessed on 5 January 2024)

Kwon, M., Kim, D., Cho, H. & Yang, S. 2013. The Smartphone Addiction Scale: Development and Validation of a Short Version for Adolescents. *PLOS ONE*, 8: 1-7.

OECD. 2019. "How's Life in the Digital Age?" OECD Publishing.

- OECD. 2021. “Measuring What Matters for Child Well-Being and Policies.” OECD Publishing.
- Rafael, A., Calvo, R.A. & Peters, D. 2014. “Positive Computing: Technology for Wellbeing and Human Potential.” The MIT Press.
- UNICEF 2020. Innocent Report Card 16: Worlds of Influence: Understanding What Shapes Child Well-Being in Rich Countries.  
<https://www.unicef-irc.org/publications/pdf/Report-Card-16-Worlds-of-Influence-child-wellbeing.pdf> (Accessed on 5 January 2024)
- United Nations 1989. The United Nations Conventions on the Rights of the Child.  
<https://www.ohchr.org/sites/default/files/crc.pdf> (Accessed on January 2024)
- United Nations 2021. General Comment No. 25 (2021) on Children’s Rights in Relation to the Digital Environment.  
<https://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=6QkG1d%2FPPRiCAqhKb7yhsqIkirKQZLK2M58RF%2F5F0vEG%2BcAAx34gC78FwvnmZXGFUI9nJBDpKR1dfKekJxW2w9nNryRsgArkTJgKelqeZwK9WXzMkZRZd37nLN1bFc2t>  
(Accessed on 5 January 2024)
- WHO. 2020. Child and Adolescent Health and Wellbeing.  
[https://www.who.int/docs/default-source/mca-documents/stage/child-and-adolescent-health-and-wellbeing-stage-final-pdf.pdf?sfvrsn=3742aa84\\_2](https://www.who.int/docs/default-source/mca-documents/stage/child-and-adolescent-health-and-wellbeing-stage-final-pdf.pdf?sfvrsn=3742aa84_2)  
(Accessed on 5 January 2024)
- United Nations. 2022. The Sustainable Development Goals Report 2022.  
<https://unstats.un.org/sdgs/report/2022/The-Sustainable-Development-Goals-Report-2022.pdf> (Accessed on January 2024)
- Yue, A., San, N.A. L., Torres, F.L.M. & Mambra, S. 2021. Developing an Indicator Framework for Digital Wellbeing: Perspectives from Digital Citizenship. Centre for Trusted Internet and Community, National University of Singapore.  
[https://ctic.nus.edu.sg/resources/CTIC-WP-01\(2021\).pdf](https://ctic.nus.edu.sg/resources/CTIC-WP-01(2021).pdf)  
(Accessed on 5 January 2024)



後鳥羽院の『遠島百首』における「ふるさと」と李煜の宋軟禁時の  
作品における「国」の比較考察

Comparison of the Portrayals of *Furusato* in Gotobain's  
*Entoo Hyakushu* and *Guo* in Li Yu's Works during His House Arrest in  
the Song Dynasty

黄 鶴翔 (Hexiang HUANG)<sup>1</sup>

要旨

後鳥羽院（1180-1239）と李煜（937-978）は、君主としての経歴や趣味は類似している。後鳥羽院は和歌の再興や『新古今和歌集』の編纂など、日本の文学に貢献した。一方、李煜は南唐の最後の皇帝として詞（ツイー）の創作に取り組み、中国文学に大きな影響を与えた。両者は共に政治的に大きな脅威に直面し、悲劇的な運命を辿っている。両者の生涯には共通点があり、特に配流や軟禁後の作品にその苦悩や悲しみが反映されている。本稿では、後鳥羽院の配流された時の歌『遠島百首』と李煜の宋軟禁時の作品を比較し、後鳥羽院の「ふるさと」と、李煜の「国」といった描写に焦点を当てて考察する。また、後醍醐天皇と宋の徽宗、失敗した君主たちの作品を比較することで、彼らの特徴をより深く理解することを目指す。

キーワード：後鳥羽院、李煜、和歌、宋詞

Abstract

Gotobain (1180-1239) and Li Yu (937-978) had similar monarchical careers and interests. Gotobain contributed to Japanese literature through the revival of *waka* poetry and the compilation of the *Shin Kokin Wakashuu*. On the other hand, Li Yu, as

---

<sup>1</sup>筑波大学人文社会ビジネス科学学術院 博士後期課程。メール：enbakoujyou@163.com.

the last emperor of the Southern Tang dynasty, focused on the creation of Song poetry and exerted a great influence on Chinese literature. Both men faced significant political threats and experienced tragic fates. In terms of their life similarities, their anguish and sorrow are reflected in their works, particularly after their exile and house arrest. This paper compares Gotobain's poem *Entoo Hyakushu* written during his exile and Li Yu's works from his house arrest in the Song dynasty. The focus is on Gotobain's portrayal of his *furusato* (hometown) and Li Yu's description of *guo* (country). It also examines the works of other failed monarchs, such as Emperor Godaigo and Huizong of the Song dynasty, in order to gain a deeper understanding of their unique characteristics.

**Keywords:** Gotobain, Li Yu, Waka, Song poetry

## 1. はじめに

承久の乱以後、後鳥羽院は出家し、隠岐島へと配流された。彼が隠岐島で詠んだ歌、特に『遠島百首』は、単なる題詠の歌に留まらず、感情を湛えた「実感の歌」<sup>2</sup>としての評価を受けている。中世以降、「実感の歌」としての認識が確立された『遠島百首』（『新編国歌大観』第十巻）には、後鳥羽院の深い内省が表現されている。例えば、「我こそは新島守よ隠岐の海の荒き波風心して吹け」（九七）は、『増鏡』<sup>3</sup>でも、後鳥羽院の在島時の心情を反映した歌と解釈された。また、吉野（2015）は、これらの歌が「隠岐に配流された後鳥羽院の体験という〈前提〉に深く根ざしている」との見解を示している。

後鳥羽院が隠岐島へ配流される途中の景色を回想した歌が、『遠島百首』（『新編国歌大観』第十巻）の中にある。次の一首を挙げる<sup>4</sup>。

<sup>2</sup>小島（1993）から実感の歌と認識された。寺島（2015）は題詠系譜と実感系譜が存在し続けると指摘するが、田口（2021）は「実感の歌」は全般的にとっても重要であり、両面から解読する必要があると述べた。

<sup>3</sup>『増鏡』（新島守）は「水無瀬殿おぼし出づるも夢のやうになん。はるばると見やらるる海の眺望、二千里の外も残りなき心地する、いまさらめきたり。潮風のいとちたく吹き来るを聞こしめして」とある。

<sup>4</sup>本稿にある歌番号および歌本文はオンラインデータベースである古典ライブラリーに記載されている『新編国歌大観』に基づく。筆者は漢字等の表記を一部改編した。以下同様。

ふるさとを別路におふるくずの葉の風はふけどもかへるよもなし

（四一）

くずの葉が風によって容易に裏返るが、彼の運命はまた、元に戻れない。それは「都への帰還は不可能になった」という現実を暗示する表現だと考える。特に、「ふるさと」という言葉の使用も注目すべきである。後鳥羽院はこの言葉を通じて、隠岐島と対照的な自身のかつての都、すなわち統治地を懐かしんでいる可能性がある。

また、『夫木抄』（『新編国歌大観』第二巻）の一首を挙げる。

承久後百首御歌 後鳥羽院御製

風はやみ隠岐こぐ舟のかぢ間にもわする間なきよよのふるさと

（雑 梶楫 一五八七〇）

「承久後百首御歌」の実態は不明だが、隠岐島で詠まれたとされる百首の御歌の一部と考えられている。この歌では、「隠岐」と「ふるさと」という言葉が対照的に用いられている。「よよ」は、「梶」によって浪が重なることを表す。また、「代々」を意味という意味で、天皇が代々統治してきた歴史への言及としても理解される。

そして、この歌の表現方法は、前例のないものであり、後の為家詠「ながむればよよのふる里さそひきてむかしの影にすめる月かな」（『新編国歌大観』第七巻『為家集』嘉禎元年住吉社三首 一七八四）に影響を与えた。為家の歌における「よよのふるさと」という表現は、平安時代後期の歌人たちによって崇拜された歌神を守る聖地としての意味合いを持っている。このことから、後鳥羽院の言う「ふるさと」も、後に為家が影響を受けた「よよのふるさと」も、単なる地理的な場所を指すのではなく、より深い文化的な価値を象徴していて、むしろ皇位や権力の中心、すなわち統治や文化的な影響力の象徴としての意味を持っていると解釈できる。

この解釈は、平安時代の社会や文化における、皇室の権力の象徴としての役割を深く反映していると考えられる。それに対して、中国の五代南唐（937-975）では、権力が失われて

「ふるさと」から離れる後鳥羽院と類似の経歴を持つ李煜（りいく）という人物もいる。

李煜は五代南唐の最後の皇帝である。太子の突然の死により、六男ながらも即位した。しかし、李煜は政治より文学の才能を持つ、彼は唐が滅ぼされた後、宋に軟禁された期間に多く詞（ツウ）の作品を創り出した。後鳥羽院と同様に、即位に対して、コンプレックスの感情を持っている。

以下は李煜が創作した詞の中で特に代表的なものの一つが『破陣子』（王 2007: 47）である。

### 破陣子

四十年来家国	四十年来の家国
三千里地山河	三千里地の山河
鳳閣龍樓連霄漢	鳳閣龍樓は霄漢に連なり
玉樹瓊枝作煙蘿	玉樹瓊枝は煙蘿を作す
幾曾識干戈	幾ぞ曾て干戈を識りし
一旦歸為臣虜	一旦 歸して臣虜と為り
沈腰潘鬢消磨	沈腰 潘鬢 消磨しぬ
最是蒼皇辭廟日	最も是れ蒼皇たりし 廟を辞するの日
教坊猶奏別離歌	教坊は猶ほ奏す別離の歌
垂淚對宮娥	涙を垂れつつ宮娥に対せし

この詞は失われた国、過ぎ去った栄光に対する強烈な憧憬を描いている。「家国」は南唐である。「鳳閣龍樓」、「玉樹瓊枝」という言葉は「家国」を示し、もう一層の意味を添えればかつての土地や権力である。戦争に敗れた李煜は宋に送られることになり、音楽を教えるという「教坊」のところで、別れの歌が奏でられた。そして、彼が宮女に向けて涙を落とした。

自らの「国」から離れたくないという感情から見ると、後鳥羽院と李煜は共通している。さらに『遠島百首』に登場する「ふるさと」という言葉も同様の意味を含んでおり、歌の中で使用されていたと考えられる。

『詩経』の小雅「北山」における「溥天之下 莫非王土 率土之濱 莫非王臣」の思想は、そのまま日本でも「王土思想」として認識され、平安後期に王朝政権が危機に直面した際にその思想が強調された。例えば、後白河院が発布した「保元新制」（1156年）の第一条には「九州之地者一人之有也、王命之外、何施私威」（『兵範記 二』保元元年閏九月十八日条）とある。この王土思想は、中世の天皇権力の基本理念として機能した（『日本大百科全書』（1994）「王土思想」）。

さらに、隠岐島は流刑地として認識され、国の境界と位置づけられた。中世の領域認識では、東は外浜、西は鬼界島と呼ばれ、王国の境界を示した<sup>5</sup>。「外浜」の起源も、「率土之濱」から来ており、王国の境界を示すものである<sup>6</sup>。この境界地に住む人々は、「境外性と境内性を兼ね備えた」と認識され、非王土の側面も持つ。

そして、中世の領域認識は淨穢観や身分制、天皇制と関連しており、天皇から遠ざかるほど穢れが強調される「同心円」構造の領域意識が存在した（黒田 1975）。穢れを排除する行為も、天皇から国家四至外へと広がる同心円の意識に基づいた（伊藤 2016）。しかし、承久の乱以後、「天皇の支配権はすでに東国に及ばず」という王権が衰亡する危機感が存在し、「当時にとっては天皇制を瓦解させる可能性もあった」（網野 1986）。天皇の配流はその重要な出来事の一つであった。

王土から離れた後鳥羽院は、自身の歌において君主としての経験や失われた自身の権力に対する思いを表現していたと考えられる。『遠島百首』に登場する「ふるさと」も、統治した王土の全域を指す可能性がある。この論文では、後鳥羽院の『遠島百首』における「ふるさと」と李煜の「国」という表現に焦点を当て、比較研究を行う。

<sup>5</sup>例えば『曾我物語』巻三「左御足踐奥州外浜、右御足踐西国鬼界島」とある。

<sup>6</sup>「新編弘前市史」編纂委員会編集（2003）「鎌倉幕府の東夷成敗権と得宗領津軽」で詳しくは「外浜」の起源を紹介した。

## 2. 『遠島百首』における後鳥羽院の歌表現について

### 2.1 『遠島百首』の表現の特徴

後鳥羽院が隠岐で詠んだ『遠島百首』は、隠岐でび詠歌のうち、唯一百首の全貌が見られる。その時代において特に技巧的とは言えないと安田（1960）は指摘した。小島（1993）も同様に、この歌集は「御実感の日常の御感想をありのままに」、「巧まざる」と述べる。この百首は「実感」を基盤にしており、後鳥羽院の日常的な感情や経験をそのままに詠み込んだものである（吉野 2015）。

さらに、『遠島百首』は隠岐で詠まれたものであり、地域性を強く持っている。この百首のうち、九首が特定の地名を詠んでおり、その中で七首が直接「隠岐」に関連した歌となった。残りの二首は、「住吉」と「和歌の浦」を詠んでおり、これは都との関係を保つために詠まれたと考えられる（寺島 2015）。

### 2.2 後鳥羽院の「ふるさと」詠

後鳥羽院の「ふるさと」詠は、家集『後鳥羽院御集』に計三十九首が収録される。特に注目すべきは、十六首が「吉野」と「志賀」を詠んだ歌であり、更に十四首が「ふるさと」の「月」を詠んだ歌であるという点である。このような特徴を持つ詠歌が半数以上を占めていた。しかし、『遠島百首』の「ふるさと」詠では、吉野や志賀の地名を含まず、「月」についても描写されていない。そのため、『遠島百首』の「ふるさと」詠は、他の歌とは異なる、非王土の側面も持つ境界に住む意味を示唆していると考えられる。

### 2.3 『遠島百首』における「ふるさと」詠の考察

『遠島百首』（『新編国歌大観』第十巻）には、「ふるさと」をテーマにした五首の歌が含まれている。最初の夏の歌は次に挙げる。

ふるさとをしのぶの軒にかぜ過ぎてこけのたもとにほふ橘

(二二)

「こけのたもと」が僧の法衣を象徴し、後鳥羽院の出家後の隠岐での暮らしを表現する。「にほふ橘」は、『古今集』（『新編国歌大観』第一巻）「五月待つ花橘の香をかげ

ば昔の人の袖の香ぞする」（夏 一三九 詠み人知らず）や『新古今集』（『新編国歌大観』第一巻）「かへりこぬむかしをいまとおもひねの夢の枕ににほふ橘」（夏 二四〇 式子内親王）といった歌に由来し、懐かしさと寂しさを同時に表現した。また、忍草と苔は自然の変化や結びつきを象徴した。

ふるさとを別路におふるくずの葉の風はふけどもかへるよもなし

（四一）

後鳥羽院が隠岐への旅を思い起こし、秋の風が「ふるさと」である葛の葉を吹き返す情景が描かれている。本歌は「わするなよわかれぢにおふるくずのはの秋風ふかば今帰りこむ」（『新編国歌大観』第一巻『拾遺集』別 三〇六 よみ人しらず）と考えられる。歌は、都への帰還は不可能になった」という現実を暗示する表現だと考える。また、『増鏡』では「初秋風の立ちて、世の中いとど物悲しく、露けさまさに、いはん方なくおぼし乱るる」と悲しい秋の情景が語られ、失望感が表現される。

おもひやれいとど涙もふるさとのあれたる庭の秋の白露

（四五）

「おもひやれ」は都にいる家臣たちに想像を促す意味を持つ。また、後鳥羽院の涙が「ふるさと」の白露になり、久しく帰らずにいたことで庭が荒れたことを表現した。

ふるさとのひとむら薄いかばかりしげき野原とむしのなくらむ

（四六）

繁茂した「ふるさと」が野原に変わり、虫の鳴き声が響いている様子を描写した。「なく」は「泣く」の意味も含まれ、「ふるさと」への深い思いや寂しさが感じられる。この歌は『古今集』（『新編国歌大観』第一巻）「きみが植し一むらすすき虫のねのしげき野辺ともなりにけるかな」（哀傷歌 八五三 御春有助）を基に、荒れた旧居の主がいない寂しい状況を表現した。また、寺島（2015）は歌について「失われた旧居の景色が具体的に思い起こされる」と指摘した。

そして、次の歌「野べそむる雁の涙は色もなし物おもふ露のおきの里には」（四七）では、「おき」は「置き」と「隠岐」を掛けて詠んだ。「ふるさと」は「隠岐」と関連し、現実を直視した苦しさを表す（寺島 2015）。

ふるさとの苔の岩橋いかばかりおのれあらでも恋ひわたるらん

（九五）

「ふるさと」の苔むした石の橋が荒れてしまっても、恋は続くという意味が込められている。この歌は恋愛の歌と受け取られることもあるが、後鳥羽院の心情や思いが「ふるさと」の石橋に託されているとも捉えられる。

以上、「ふるさと」という言葉は、後鳥羽院の『遠島百首』において、特に意味の深い表現となった。この表現は、主に「隠岐」と深い結びつきを持ち、郷愁や懐かしさ、自然とのつながり、そして荒廃への変化を表現した。同時に、後鳥羽院の隠岐への配流や地位の喪失など、彼の個人的な経験や感情もこの言葉に反映された。

さらに、後鳥羽院の「ふるさと」という言葉の意味を理解するため、和歌史におけるこの言葉の表現を見てみよう。通常、「ふるさと」という表現は、歌で古い都や離宮を指し、その場所の荒廃や過去の栄光を想起させる。たとえば、平城天皇の歌「故郷となりにし奈良の都にも色はかはらず花は咲きけり」（『新編国歌大観』第一巻『古今集』春下九〇）は、遷都後の旧都奈良を指す。同様に、「芳野山花のふるさとあとたえてむなしきえだに春風ぞふく」（『新編国歌大観』第一巻『新古今集』春下 一四七 良経）、「誰すみて誰なかむらん故郷の吉野の宮の春の夜の月」（『新編国歌大観』第四巻『金塊集』一〇〇）も吉野を指す。後鳥羽院も「みよし野の宮のうぐひす春かけてなけども雪はふるさとの空」（『新編国歌大観』第三巻『後鳥羽院御集』一四五五）を詠んだ。

しかし、配流後の『遠島百首』における「ふるさと」という表現は、特定の旧都を指すものではなく、むしろ「隠岐」との関係を示した。このため、「ふるさと」は旧都を指すのではなく、現在の都を指す可能性がある。しかしながら、承久の乱後には都は戦火を逃れ、後堀河天皇が即位し、遷都も行われなかったため、都は荒廃していなかったことが分



かっていた。このように、「ふるさと」の意味は、本来は住んでいた所を指す言葉だが、「荒廃した旧都の意で吉野を「故里」とよむのだといふやうに、自己とは直接関係をもたぬ所をもさす語として用ゐられる場合が出てくるのである」（増田 1977）といった意味で使われることもある。

したがって、「ふるさと」という言葉は特定の旧都や以前の居住地を指すものではなく、むしろ荒廃や過去の栄光を意識した表現が見られる。後鳥羽院にとって、「ふるさと」は都の荒廃を描写するよりも、象徴的な意味を含むと考えられる。隠岐は権力が失われた境界地であり、「ふるさと」は統治の範囲内という境内地として関連づけられる。

### 3. 宋に軟禁された李煜の詞の表現について

#### 3. 1 宋に軟禁された李煜の詞の特徴

李煜の詞は、宋に軟禁された時期に多く創作されたもので、「詞の本色」<sup>7</sup>や「赤子の心」<sup>8</sup>と評価される。これらの詞は、李煜が経験した感情や体験に基づいて、実際の経験から生まれたものとされる。この点は後鳥羽院の『遠島百首』とも共通する。

#### 3. 2 李煜の「国」の表現について

李煜の詞は約四十一首（残篇あり）が残されているが、十一首は宋に軟禁された時期に創作された。うちの五首は「国」を表現した。まず、『破陣子』（王 2007: 47）を取り上げる。

#### 破陣子

四十年来家国	四十年来の家国
三千里地山河	三千里地の山河
鳳閣龍楼連霄漢	鳳閣龍楼は霄漢に連なり
玉樹瓊枝作煙蘿	玉樹瓊枝は煙蘿を作す
幾曾識干戈	幾ぞ曾て干戈を識りし

<sup>7</sup> 『白雨齋詞話』巻一 原文は「後主詞思路凄惋、詞場本色」とある。

<sup>8</sup> 原文は「詞人者、不失其赤子之心者也。故生於深宮之中，長於婦人之手，是後主為人君所短處，亦即為詞人所長處」とある。また詹（1958）は「自然真率，直写感觀」、「李煜所有的詞都是從自己的親切感受出發」とある。

一旦帰為臣虜	一旦 帰して臣虜と為り
沈腰潘鬢消磨	沈腰 潘鬢 消磨しぬ
最是蒼皇辞廟日	最も是れ蒼皇たりし 廟を辞するの日
教坊猶奏別離歌	教坊は猶お奏す別離の歌
垂涙対宮娥	涙を垂れつつ宮娥に対せし

「家国」とは、彼が統治した南唐を指す。「辞廟」は前例の見られない表現である。

「廟」とは祖廟や朝廷を指すことが多く、李煜が自身の治世を象徴する場所から離れ、国が滅んだことを宮女に涙ながらに告げる場面が描かれた。これは、自らの治世の終わりと国の滅亡を暗示しているものと考えられる。

次に、『憶江南』（王 2007: 32）の二首を考察する。

#### 憶江南

閑夢遠	閑夢 遠し
南国正芳春	南国 正に 芳春
船上管弦江面緑	船上に管弦あり 江面は緑なり
満城飛絮混輕塵	満城の飛絮 輕塵を混じ
愁殺看花人	愁殺す 看花の人を

「閑夢遠」から窺える李煜の詞は、夢の中で「南国」を回想するものであり、春の風景が描かれている。「南国」の繁栄と文化の豊かさを思い出し、特に春の風景を夢の中で再現したことが伺える。また、彼が戦争のない平和な時代や「南国」の文化の栄えを懐かしんでいる様子が詞に表現されている。

#### 憶江南

閑夢遠	閑夢 遠し
南国正清秋	南国 正に清秋
千里江山寒色暮	千里の江山 寒色暮る
蘆花深处泊孤舟	蘆花深き処に孤舟を泊すれば
笛在月明楼	笛のねは月明の楼に在り

「孤舟」と「月明楼」は張若虚の『春江花月夜』の「誰家今夜扁舟子 何処相思明月楼」とも関連がある。この詞において、「孤舟」は比喩的に用いられ、李煜が国から離れた場所にいることを象徴し、故国への思いを表現している。そして、「笛の音」は月明かりのある高い楼閣から響いている様子が描かれている。また、「南国」の秋の風景は美しくも寂しげであり、李煜の心情と共鳴しているように感じられる。この風景や音によって、彼は過去の出来事を思い出し、詞に表現した。

『憶江南』の二首目の詞は、李煜が夢の中で故国の春と秋の風景を回想し、その美しさや繁栄を詞に詠み込む。しかし、「閑夢遠し」という一節が詞の雰囲気の特徴づけ、寂しさや哀愁をも漂わせる。李煜の心情や南唐という故郷への郷愁も詞に表現された。

南唐は主に長江以南の地域を統治しており、李煜が宋に軟禁された際、首都の開封（河南省）へ移された。したがって、この詞の「南国」は実際には南唐を指すことがわかる。

### 菩薩蛮

人生愁恨何能免	人生 愁恨 何ぞ能く免がれん
銷魂独我情何限	銷魂す独り我れのみ情い何ぞ限りあらん
故国夢重帰	故国 夢に重ねて帰り
覚来双涙垂	覚め来り 双涙が垂る
高楼誰与上	高楼 誰と与に上るか
長記秋晴望	長へに記す 秋晴の望め
往事已成空	往事 已に空と成り
還如一夢中	還ほ 一夢の中の如し

『菩薩蛮』（王 2007: 30）は、人生の苦悩や心の哀しみについて嘆く詞である。彼が避けられない「愁恨」と「銷魂」といった感情を表す。夢の中で「故国」へと戻り、現実に戻ると涙を流す場面が描かれた。南唐の宮廷で過ごした日々の美しい秋の景色を懐かしみつつも、高楼に登る仲間もおらず、孤独さを感じられる。そして、「還如一夢中」という

句は、過去の出来事が既に虚無と化し、夢の中でしか存在しないと感じていることを表現する。この「故国」は滅亡した南唐を指し、かつて彼が暮らした場所でもある。

### 虞美人

春花秋月何時了	春花秋月 何時か了まる
往事知多少	往事 知んぬ多少ぞ
小楼昨夜又東風	小楼に昨夜又た東風
故国不堪回首月明中	故国は回首するに堪へず 月明の中

彫闌玉砌依然在	彫闌 玉砌 依然として在るに
只是朱顏改	只だ是れ朱顏のみ改まりぬ
問君能有幾多愁	君に問う 能く 幾多の愁い有りやと
恰似一江春水向東流	恰も似たり 一江の春水の 東を向して流るるに

『虞美人』（王 2007: 40）は、永遠に続く「春花」や「秋月」と自らの過去の出来事を思いながら、自身が軟禁された場所である「小楼」で故国のことを懐かしみ、それに対する悲しみを歌った。「彫闌玉砌」は南唐の宮廷を指し、彼が離れた後も変わらず存在している様子を想像する。「朱顏改」は年月の流れや自身の年を感じ、昔と今の対比を通じて「故国」への強い思いを表現した。

上述の五首の詞では、「故国」という言葉は南唐を指している。李煜は過去の思い出にしばしば思いを馳せ、その対比を通じて感情を吐露した。また、彼の詞における「夢」という表現は、作品の中で空虚さや一時的な存在感を象徴する。たとえば、『憶江南』や『菩薩蛮』の中で用いられる「夢」は、彼が過去の出来事を回想する際に、それらが一時的であり、実際の存在感を持たないことを示唆する。特に、『菩薩蛮』の詞における「往事已成空 還如一夢中」という表現は、李煜にとって「国」が既に虚無で「夢」のように感じられるものであることを暗示した。この表現から、彼の心には「国」への帰還の希望がないことが窺える。彼の詞は国への郷愁を背景に、現実との対比やその儚さを強く感じさせるものとなった。

#### 4. 比較検討

後鳥羽院と李煜は、彼らの歌や詞を通じて「ふるさと」や「国」への思いを共通して表現した。両者は過去に住んでいた場所や出身国を回想し、離れたことへの感情を詩や歌に込めた。現在の自分がその地域に所属していないことを感じ、以前の自分が属していた場所への思いを抱き、懐かしさや悲しみを表現した。

彼らにとって、「ふるさと」や「国」とは、単に生活していた場所だけではなく、統治した権力の象徴や統治した国全体を指すこともある。君主としての視点から見ると、彼らの歌や詞にはそのような権力や国家全体への愛着や郷愁が表わされている。

さらに、その特徴を詳しく見るために、後世の君主たちへの影響から検討する。後鳥羽院から後醍醐天皇に影響は引き継がれた。後醍醐天皇も倒幕計画に失敗し、隠岐に配流されたが、後に脱出して都に帰還した。その後、武家の反発により政治が不安定になり、後醍醐天皇は都を離れて吉野に移り、南朝を開くことになった。

後醍醐天皇が隠岐に向かう際の歌として、以下の歌（『新編国歌大観』第五巻）を挙げる。

さもこそは月日も知らぬ我ならめ衣がへせし今日にやはあらぬ

（『増鏡』卷十六「久米のさら山」一八〇）<sup>9</sup>

「衣がへせ」（帰せ）という表現から、都に帰りたいという思いが伝わって来る。後鳥羽院の「ふるさと」から離れる際の歌と同じように、後醍醐天皇も都への憧れや郷愁の様子を表したことが窺える。

また、吉野行宮に滞在している時の一首を挙げる。（『新編国歌大観』第一巻）

<sup>9</sup> 『増鏡』 「久米のさら山」前文は「さは言へど、今まで国の主にて、世をもいみじう治めさせ給へりつる名残りにやあらん、いとねんごろにのみつかふまつれり。古の御幸どもには、かうはあらざりけりとぞ、古き事知れる人々言ひ侍りける。四月一日の頃、ももしきの宮のうち思し出でられて」とある。

ここにても雲井の桜さきにけりただかりそめの宿と思ふに

（『新葉集』八三）<sup>10</sup>

「雲井の桜」は都の内裏の紫宸殿に植えられた桜を指し、吉野の行宮でも咲いたことが歌われた。また、「かりそめの宿」とは、後醍醐天皇が都に戻りたいという感情が含まれた。彼の歌は宮廷での栄華を惜しんでおり、幕府に対する憤りを秘めている（久保田 1990）。

そして、後醍醐天皇の歌には、後鳥羽院を意識した要素が見られる（君嶋 2022）。特に、吉野に滞在中の歌で南殿の桜が咲く様子を詠んだことは、朝廷の中心を意識していることを示す。また、吉野は後醍醐天皇が南朝の拠点とした場所であり、朝廷の中心を吉野に置くことで南朝の正統性を主張しようとした。さらに、吉野で「ふるさと」を詠んでいないのは、後鳥羽院と異なり、彼は自身の治世の権力を失っていないという自覚があったからかもしれない。

一方、徽宗は李煜の影響を受けた北宋の皇帝である。徽宗は対金戦争に敗れて金に連行され、最後も宋に戻ることなく亡くなった。金に向かう途中で詠んだ詞を挙げる。（唐 1980, 第二巻: 898）

燕山亭・北行見杏花	北行きて杏花を見る
裁剪氷綃	氷綃を裁ち剪る
輕豊数重	軽かに畳むことは数重なり
冷淡臙脂勻注	冷淡 臙脂を勻しいに注ぐ
新様靚粧	新様を靚粧して
艶溢香融	艶やか溢れて香を融く
羞殺蕊珠宮女	蕊珠の宮女を羞殺して
易得凋零	得易きは 凋零なり
更多少 無情風雨	更に多少ぞ 無情の風雨
愁苦 閑院落淒涼	愁い苦しむ 閑院 淒涼に落ち
幾番春暮	幾く番び 春が暮る

<sup>10</sup>詞書「芳野の行宮におましましける時、雲井の桜とて世尊寺のほりに有りける花の咲きたるを御覧じてよませ給ける」とある。

凭寄離恨重重	凭みて 離恨 重重を寄せん
這双燕 何曾會人言語	這の双燕 何ぞ曾て 人の言語を会せん
天遥地遠	天は遥かに 地は遠く
万水千山	万水 千山
知他故宮何処	知るや 故宮は他の何処なるを
怎不思量	怎か 思量せざらん
除夢裏 有時曾去	夢の裏を除き 時に曾て去くこと有り
無拋	拋ること無し
和夢也 有時不做	夢に和ふも也た 時も做ざること有り

「離恨」は、別れを望まない想いを表す。また、「故宮」とは以前の都を指し、最後の部分で「除夢裏有 時曾去」とは夢の中で都を見るだけであり、現実のものではないことを示した。さらに、過去への郷愁や哀しみが込められて、「和夢也 有時不做」という思い出の夢が時にも全く現れないことを表す。

さらに、金に軟禁中に詠んだ詞、『眼兒媚』（唐 1980, 第二巻: 898）を挙げる。

#### 眼兒媚

玉京曾憶旧繁華	玉京 曾て 旧の繁華を憶ふ
万里帝王家	万里 帝王の家
瓊林玉殿	瓊林 玉殿
朝喧弦管	朝に弦管を喧しくし
暮列笙琶	暮に笙琶を列ぬ
花城人去今蕭索	花の城 人去りて 今は蕭索たり
春夢繞胡沙	春の夢 胡沙を繞る
家山何処	家山 何れの処ぞ
忍聽羌笛	忍びて羌笛を聴く
吹徹梅花	吹きて梅花を徹かす

「玉京」は生活した場所を示し、「万里帝王家」「家山」は彼が統治した宋朝の国を表す。過去の繁華を回想し、現在の苦しさを表現する。また、「夢」を用いた過去を回想する点は、李煜の詞からの影響を受けている。

そして、徽宗の詞の「閑院落淒涼」や「花城人去今蕭索」は、後鳥羽院の「ふるさと」の表現と共通する要素を持っている。まず、後鳥羽院の「ふるさとのあれたる庭」（四五）と同様に、これらの描写には風景の変化や荒廃を意識した感情が投影されている。統治した地域の荒廃や変化に対する悲しみや郷愁が表現されていることが窺える。さらに、後鳥羽院も徽宗も、君主が朝廷の中心にいない状況下で政治の荒廃や都の淒涼さを意識している。「庭」という言葉は、天子が政治を行う「朝庭」という場所を指す。後鳥羽院は院政の支配者不在のため、かつて政治を行っていた場所が荒れ果てていた状況を感じ取り、その荒廃や変化に対する悲しみや嘆きを詠っている可能性がある。

これは、君主の存在が朝廷の統治や政治の安定に極めて重要であることを示し、君主の不在がもたらす荒廃とその寂寥感を表現したものである。

その一方、李煜の詞では、異なる「国」への思いが明確に表現された。彼は「鳳閣龍樓」、「船上管弦」、「雕闌玉砌」といった繁栄する場所を描写し、これらの場所は過去の南唐の栄光を追憶する。しかし、これらの繁栄は実際には「夢」の中のみ存在することが示された。このことから、李煜の意識は単に過去を懐かしむだけではなく、その繁栄は現実のものではないことを認識している。彼の詞には現実からの「逃避」というテーマが頻繁に表現され、政治的な失敗から逃れるために「夢」という架空の場所に身を置く傾向が見られる。

李煜は過去の自らの治世に戻るよりも、むしろ想像の世界に執着したと言える。そのため、彼が過去の治世に戻る意思を持っていない可能性が高いと考えられる。

## 5. むすびに

「ふるさと」と「国」の表現は、単に都を指すものではなく、むしろ象徴的な意味や統治領域として解釈できる。後鳥羽院の『遠島百首』における「隠岐」は権力が失われた境



界地として位置づけられ、「ふるさと」は統治の範囲内や境内地として捉えられたことである。一方、李煜の「国」は滅亡した故郷の南唐と確認できる。「ふるさと」も「国」と同様に、かつて支配権を持っていた土地全体を示し、権力の中心地に対する思い入れが含まれた。

しかし、李煜の詞には、後鳥羽院や後醍醐天皇、徽宗のような君主の意識は見られない。李煜は自身がかつての皇帝であるものの、後鳥羽院や後醍醐天皇のように朝廷の中心地や政治的なリーダーとしての思いを強く持っていない。

さらに、各時代の君主の意識については、より詳細な検討が求められる。今後の課題として、各時代の君主の文学作品や他の言葉を総合的に検討することが重要である。各時代の君主の文学的な表現や思想、意識について比較研究を行うことで、より深い理解を得ることができるだろう。

## 参考資料

### 日本語資料

石川忠久（1997）『詩経』新釈漢文大系 明治書院

岩佐正（編）（1993）『神皇正統記 増鏡』日本古典文学大系 岩波書店

梶原正昭ほか（2002）『曾我物語』新編日本古典文学全集 小学館

久保田淳・馬場あき子（編）（1999）『歌ことば歌枕大辞典』角川書店

小学館（編）（1994）『日本大百科全書』小学館

『新編国歌大観』編集委員会（編）（2011）『新編国歌大観』古典ライブラリー

（2022.2版）<http://www.kotenlibrary.com/download/kojin/>（2024年2月14日最終アクセス）

増補史料大成刊行会（編）（1965）『兵範記 二』増補史料大成 臨川書店

田村柳壺（1998）『後鳥羽院とその周辺』笠間書院

深津睦夫・君嶋亜紀（2014）『新葉和歌集』和歌文学大系 明治書院

馬嶋春樹（1975）『中国名詞選』新釈漢文大系 明治書院

村上哲見（1961）『李煜』中国詩人選集 岩波書店

『和歌文学大辞典』編集委員会（編）（2014）『和歌文学大辞典』古典ライブラリー

（2022.2版）<http://www.kotenlibrary.com/download/kojin/>（2023年12月4日最終アクセス）

#### 中国語資料

- （清）陳廷焯『白雨齋詞話』影印（1984）上海古籍出版社  
（清）康熙五十四年刊『欽定詞譜』影印（1983）中国書店  
漢語大詞典編輯委員会（編）（2011）『漢語大詞典』（第二版）上海辞書出版社  
唐圭璋（編）（1980）『全宋詞』中華書局  
王仲聞（校訂）（2007）『南唐二主詞校訂』中華書局  
姚柯夫（編）（1986）王国維『《人間詞話》及評論彙編』文史哲研究資料叢書 書目文獻出版社  
臧励蘇（編）（1999）『中国歴代人名大辞典』上海古籍出版社  
周勛初（編）（2003）『唐詩大辞典 修訂本』鳳凰出版社

#### 参考文献

- 網野善彦（1986）『異形の王権』平凡社  
伊藤喜良（2016）『日本中世の王権と権威』思文閣  
君嶋亜紀（2022）「後醍醐天皇配流の道行と和歌:『増鏡』「久米のさら山」試論」『大妻国文』53  
久保田淳（1990）「南殿の桜」『文学』岩波書店  
黒田俊雄（1975）『日本中世の国家と宗教』岩波書店  
小島吉雄（1993）『増補 新古今和歌集の研究 続編』和泉書院  
「新編弘前市史」編纂委員会（編）（2003）『新編弘前市史 通史編1（古代・中世）』弘前市企画部企画課  
田口暢之（2021）「「実感」の題詠歌—『遠島百首』と『遠島歌合』を中心に—」『国語と国文学』98/11: 33-49.  
寺島恒世（2015）『後鳥羽院和歌論』笠間書院  
増田繁夫（1977）「「吉野山」と「ふるさと」:平安朝和歌史の一節」『人文研究』29巻  
安田章生（1960）『新古今集歌人論』桜楓社  
詹安泰（編注）（1958）『李璟李煜詞』人民文学出版社

University of Tsukuba  
Journal of  
International and Advanced  
JAPANESE STUDIES  
Volume 16 / March 2024

Table of Contents

<https://japan.tsukuba.ac.jp/research/>

**Research Articles**

- Kohki WATABE 1  
Oneness and Reproducibility: Pokémon as Animal Figures in *Mewtwo Strikes Back!* (1998) and Related Works
- Hiroyuki TAKAZAWA 27  
The Buddhist Art Collection and Exhibits at the Museum of East Asian Art in Cologne

**Research Notes**

- Jianlong GOU 55  
The Evolution of Osamu Dazai's Writing Style in Each Creative Period: Through the Expression of Water Locations
- Olesia SILANTEVA 71  
Towards Sustainable Tourism Development: A Comprehensive Analysis of Strategies and Perspectives in the Kanto Region, Japan
- Yoshimi FUKUMURA 99  
Characteristics and Challenges of Japanese Youth Generation's Participation in Climate Change Deliberations: The Ice Tradition *Omiwatari* as a Case Study
- Kana OTSUKA 117  
Japanese Language Instruction in the Early Stage: Aiming to Improve Reading and Writing Skills
- Nagayuki SAITO 132  
A Proposed Framework for Children's Digital Wellbeing: Comparing International Trends
- Hexiang HUANG 149  
Comparison of the Portrayals of *Furusato* in Gotobain's *Entoo Hyakushu* and *Guo* in Li Yu's Works during His House Arrest in the Song Dynasty

The *Journal of International and Advanced Japanese Studies* is published by the Master's and Doctoral Program in International and Advanced Japanese Studies, Degree Programs in Humanities and Social Sciences, Graduate School of Business Sciences, Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba. The *Journal* aims to promote open debate through publishing the results of leading research in Japanese Studies and welcomes submissions from the perspectives of cross-national and international studies (encompassing politics, economy, society, media and information studies, culture, linguistics and pedagogy, the arts, and literature).

The *Journal of International and Advanced Japanese Studies* aims at contributing to the development of research involving Japanese Studies, Japanese Linguistics, International Comparative Studies, and International Studies.

---

#### Notice Regarding Copyright

The copyright for the content of each submission rests with its respective author(s), and they take full responsibility for the content of their submission, including quotations and usage permission. Except where copyright privileges are explicitly indicated to be held by the author(s), the Master's and Doctoral Program in International and Advanced Japanese Studies, Degree Programs in Humanities and Social Sciences, Graduate School of Business Sciences, Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba, holds the copyright for this *Journal* and its related content posted on the Program's website (<https://japan.tsukuba.ac.jp/research/>).

---

#### *Journal of International and Advanced Japanese Studies*, Volume 16

---

#### {Editorial Board}

Ruth VANBAELEN (Editor-in-Chief)

Cade Conlan BUSHNELL

Leslie TKACH-KAWASAKI

Yoko TANAKA

#### {Student Committee}

Liu YANG

Masako NAGATA

Svetlana KHIMCHUK

Nianzu ZHANG

Cover and page layout by the Student Committee

.....  
Published on March 15, 2024

Edited and Published by

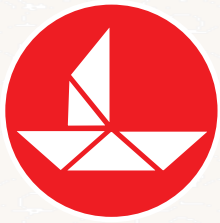
Master's and Doctoral Program in International and Advanced Japanese Studies,

Graduate School of Business Sciences, Humanities and Social Sciences,

University of Tsukuba

---

Copyright ©2024 by the Master's and Doctoral Program in International and Advanced Japanese Studies, Degree Programs in Humanities and Social Sciences, Graduate School of Business Sciences, Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba. All rights reserved.



# Journal of International and Advanced JAPANESE STUDIES

Volume 16 / March 2024

## Articles

### ◆ Kohki WATABE

Oneness and Reproducibility:  
Pokémon as Animal Figures in *Mewtwo Strikes Back!* (1998) and Related Works

### ◆ Hiroyuki TAKAZAWA

The Buddhist Art Collection and Exhibits at the Museum of East Asian Art in Cologne

## Research Notes

### ◆ Jianlong GOU

The Evolution of Osamu Dazai's Writing Style in Each Creative Period:  
Through the Expression of Water Locations

### ◆ Olesia SILANTEVA

Towards Sustainable Tourism Development:  
A Comprehensive Analysis of Strategies and Perspectives in the Kanto Region, Japan

### ◆ Yoshimi FUKUMURA

Characteristics and Challenges of Japanese Youth Generation's Participation in Climate  
Change Deliberations: The Ice Tradition *Omiwatari* as a Case Study

### ◆ Kana OTSUKA

Japanese Language Instruction in the Early Stage:  
Aiming to Improve Reading and Writing Skills

### ◆ Nagayuki SAITO

A Proposed Framework for Children's Digital Wellbeing: Comparing International Trends

### ◆ Hexiang HUANG

Comparison of the Portrayals of *Furusato* in Gotobain's *Entoo Hyakushu* and *Guo* in Li Yu's  
Works during His House Arrest in the Song Dynasty

Master's and Doctoral Program in International and Advanced Japanese Studies,  
Degree Programs in Humanities and Social Sciences, Graduate School of Business Sciences,  
Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba